現行意匠審査基準

一部抜粋資料

第1部 願書・図面

第1章 意匠登録出願

11 関連条文

意匠法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
- 三 意匠に係る物品
- 2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした 写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書 に記載しなければならない。
- 3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつては その意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを 理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品の 材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- 4 意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、 その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録 を受けようとするときは、その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、 白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。
- 6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。
- 7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しく はひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは、 その旨を願書に記載しなければならない。

意匠法施行規則

- 第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる 場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。
- 2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。
- 第五条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。
 - 一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
 - 二 取扱い又は保存に不便でないもの
 - 三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

- 四 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布 地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げ ない。
- 2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

様式第2[備考]

39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

11.1 意匠法第6条の規定

意匠法第6条は、意匠登録出願の際に提出すべき書類及びその書類に記載すべき事項について規定したものである。

第1項は、意匠登録出願の際に特許庁長官へ提出すべき書類として願書及び図面を定めるとともに、そこに必ず記載すべき事項を規定している。なお、意匠に係る物品については、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

第2項は、出願人の図面作成への便宜を図るために、図面に代えて提出できる ものを規定している。

第3項から第7項は、図面の記載によっては意匠を十分に表現できない場合を 想定し、願書に補足的に説明を記載して意匠を十分に表現すべき旨を規定してい る。

ただし、これらの規定による願書又は、願書に添付した図面、写真、ひな形若 しくは見本(以下「願書に添付した図面等」という。)への記載は、出願人の責任 においてなされるべきことであるため、いったん出願人が必要十分として記載し た事項について、「当該事項は不要である。」あるいは「さらに必要な事項がある。」 等の判断を審査官は行わない。

11.2 願書及び図面の意義

意匠登録を受けようとする者が特許庁長官に提出した願書及び願書に添付した 図面等は、創作者が創作した意匠、すなわち意匠登録を受けようとする意匠の内 容を表したものである。

そのため、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づき定めなければならない旨規定されている。(意匠法第24条)したがって、願書及び願書に添付した図面等は、創作者並びに意匠登録出願人を特定すると共に登録意匠の範囲を定める権利書としての機能を有するものといえる。

第2章 意匠登録出願に係る意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品に対しどのような形態 (注)の創作がなされたか、ということをその意匠の属する分野における通常の知識に基づき行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第6条)とされており、また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない(意匠法第24条)とされているからである。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形態(他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形態を除く。)については、意匠登録を受けようとする部分の形態として取り扱わない。なお、願書に添付した図面等において、「参考図」として表された図における、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩は出願の意匠の形態に係る認定において考慮しない。

また、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、意匠登録出願に係る意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

(注)

第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、第7部「個別の意匠登録出願」 第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」、第7部第2章「組物の意匠」72.1.1.3 「組物全体として統一があること」及び72.1.1.3.1「組物全体として統一があると認められるものの類型」を除き、以下「形態」という。

第2部 意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件 を満たさなければならない。

(注)

意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか 否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→第2部第1章)
- (2) 新規性を有すること (→第2部第2章)
- (3) 創作非容易性を有すること (→第2部第3章)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→第2部第4章)

(注)

上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当する ときは、意匠登録を受けることができない。

- (1) その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
 - ①意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)
 - ②意匠法第8条(組物の意匠)
 - ③意匠法第9条第1項又は第2項(先願)
 - ④意匠法第10条第1項から第3項(関連意匠)
 - ⑤意匠法第15条第1項において準用する特許法第38条(共同出願)
 - ⑥意匠法第68条第3項において準用する特許法第25条(外国人の権利の享有)
- (2) その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- (3) その意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとき。
- (4) その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について 意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

第1章 工業上利用することができる意匠

21 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、 模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。 (第3項及び第4項略)

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠に ついて意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気 通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠 (第2項略)

意匠法施行規則

様式第6[備考]

- 7 図形(参考図の図形を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、 内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入して はならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他の ものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定される のかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて 記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称である かを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。
- 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示す等により明らかにし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略個所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。 この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断 面を描いた方向を示す。
- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 21 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。
 - イ 願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。
 - ロ 願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のもの を破線で描く等する。
- 25 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
 - イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
 - ロ 外周の外面、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ 外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定

意匠法第3条第1項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならず、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

(1)	意匠を構成するものであること	$(\to 21. 1. 1)$
(2)	意匠が具体的なものであること	$(\to 21, 1, 2)$

(3) 工業上利用することができるものであること (→21.1.3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法は意匠の創作を保護するための法律であり、意匠とは、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(1)物品と認められるものであること	$(\rightarrow 21. 1. 1. 1)$
(2) 物品自体の形態であること	$(\rightarrow 21. \ 1. \ 1. \ 2)$
(3) 視覚に訴えるものであること	$(\rightarrow 21. \ 1. \ 1. \ 3)$
(4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	$(\rightarrow 21. \ 1. \ 1. \ 4)$

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の 形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分で あることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩 のみの創作は、意匠とは認められない。

(1) 意匠法の対象とする物品について 意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する 動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、

工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

②固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品(注)であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。

(注) 例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

【事例】自動車用尾灯

【正面図】

【消灯状態を示す正面図】





※説明の都合上、その他の図は省略した。

(本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯部の形態の特定には支障が無いものと認められる。)

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

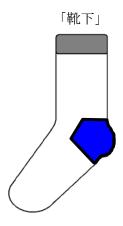
④物品の一部であるもの

その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、それのみで通常の取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品(部分品)は、それが互換性を有しており、かつ通常の取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」





21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

- (1) 物品自体の形態について 物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から 生じる形態をいう。
- (2) 物品自体の形態と認められないものの例
 - ①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的として ハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体 の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の 物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自 体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態 が、肉眼によって認識することができるものをいう。

- (2) 視覚に訴えるものと認められないものの例
 - ①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を 認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

- (2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例
 - ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさ せないもの
 - ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感を ほとんど起こさせないもの

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する 分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付 した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②につい ての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠の形態

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品全体の形態が図面に表されていない場合は、図面において 開示されていない範囲の形態(規則に従い省略した場合を除く)については 意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部 分についての部分意匠として取り扱う(具体的な取り扱いについては第7部 第1章参照)。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載な どの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具 体的な意匠と認められる。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断(注) した場合に合理的に善解し得る場合

- ②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定(第8部 「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要 旨と意匠の要旨の認定」参照)に影響を及ぼさない程度の微細な部分に ついての記載不備である場合
- (注)総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、 以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、 以下のように具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意 匠が具体的なものとは認められない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
- ②図が相互に一致せず、意匠の内容を特定できない場合
- ③図面、写真などが不鮮明な場合
 - (i) 図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の 内容を知ることができない場合
 - (ii) 背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否か が判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例 意匠に係る物品「装飾用シール」

【表面図】



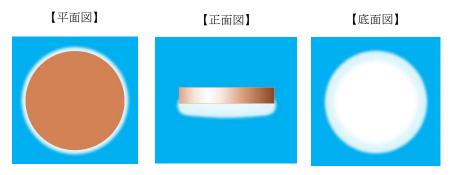
出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明 ※説明の都合上、その他の図は省略した。

(iii) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことによ

り、意匠の形態が不明確となる場合ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形態の特定に支障が無い場合、又は 消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、 意匠の形態が特定できる場合は、意匠が具体的なものと認め る。

点灯した状態のみを表しており、形態が特定できないものの例

意匠に係る物品「天井じか付け灯」



※説明の都合上、その他の図は省略した。

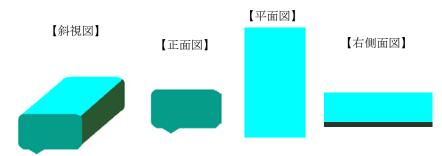
- ④意匠が抽象的に説明されている場合
- 願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合
- ⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合 (意匠法第6条第3項)
- ⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第6条第4項) (意匠法施行規則様式第6備考20)

- ⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合 ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色 である旨の説明を記載した場合を除く。 (意匠法第6条第6項)
- ⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、 その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合(意 匠法第6条第7項)(意匠施行規則様式第6備考25)
- ⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合。

意匠が特定できないものの例

意匠に係る物品「消しゴム」



※説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、 単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化に より色彩に違いが出ているのか明確でない。

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合(意匠法施行規則様式第6備考7)、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く

説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかと認められるものの例



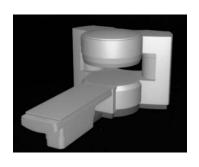
意匠に係る物品「眼鏡」

「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模 様等を表すことは一般的ではない。



意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓 部に線模様を表すことは一般的でない。 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかな ものの例





意匠に係る物品「医療用画像撮影機」 意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

物品に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用され ているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

- (i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法(キャビネット 図(幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの)又はカ バリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)等により明 確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を 総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特 定できない場合。
- ※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表 されておらず、図を省略する旨の記載のない場合は、部分意匠と して取り扱う。(部分意匠の場合における、「意匠が具体的なもの であること」との要件については、71.4.1.2 に従い判断する。) なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又 は対称なのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することで、 図示を省略してもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作 成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行きの比率が1対1対 2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの) に限る。) であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の 欄に掲げる図に代えて記載してもよい。

この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビ ネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の「【意匠 の説明』の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- (ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合 ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導 き出すことができる場合は除く。
- (iii) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット 図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していないことにより、具体的な一の意匠の内容を特定することができない場合(意匠法施行規則様式第6備考9)

○ □平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

(i) 図が表面図及び裏面図等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合。

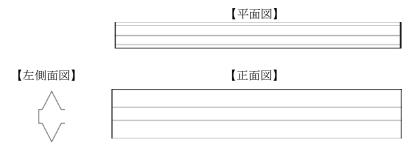
※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。(部分意匠の場合における、「意匠が具体的なものであること」との要件については、71.4.1.2 に従い判断する。)

なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

- (ii) 各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合。 ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を 導き出すことができる場合は除く。
 - (注) 平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。
- ⑩形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、 その連続状態が明らかに分からない場合(意匠法施行規則様式第6備考 12)

以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

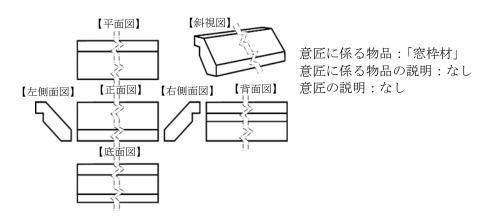
連続状態が明らかに分かるものの例①



意匠に係る物品:「針金」 意匠に係る物品の説明:なし

意匠の説明:背面図は正面図と、右側面図は左側面図と、 底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠は、正 面図において左右にのみ連続するものである。

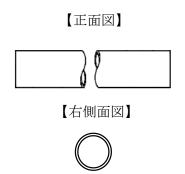
連続状態が明らかに分かるものの例②



図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「○○材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状または模様が一方向にのみ連続または繰り返し連続するもの(以下、「長尺物」という)のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

連続状態が明らかに分かるものの例③



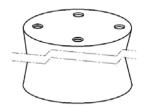
意匠に係る物品:「排気管材」 意匠に係る物品の説明:なし 意匠の説明:左側面図は右側面図 と、背面図、平面図、底面図は正面 図と同一につき、省略する。

図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「○○材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

- ③意匠法施行規則様式第6備考13によるコードなどの中間省略をした 図面において下記に該当する場合
 - (i) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合
 - (ii) 省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がないこと等から、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

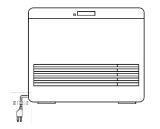
意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なものの例



意匠に係る物品:「護岸ブロック」 意匠に係る物品の説明:なし 意匠の説明:なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の 長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コード の中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるもの であって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものである場 合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部 分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。 省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるものの例



意匠に係る物品:

「温風暖房機」

意匠に係る物品の説明:なし

意匠の説明:なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

- ④6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合
 - (i) 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、 拡大図など
 - (ii) 積み木、組木にあっては意匠法施行規則様式第6備考19に規 定する斜視図
- ⑤断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合
 - (i) 切断面に平行斜線が不完全又はない場合
 - (ii) 切断箇所が表示(切断鎖線、符号及び矢印)によって明確に示されていない場合

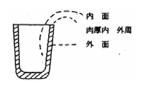
ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載する ことにより、切断箇所を明示した場合を除く。 (意匠法施行規則 様式第6備考15)

- ⑩部分拡大図について、その拡大箇所の表示(切断鎖線、符号、矢印)が ない場合(意匠法施行規則様式第6備考16)
- ⑪分離できる物品が下記に該当する場合

ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合 (意匠法施行規則様式第6備考18)

- ®透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考25の規定によって 作成されていない場合
 - (注) 備考25に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



(i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考25イの要領で表す。 ただし、肉厚は表さない。 (ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する 場合は備考25口、ハの要領で表す。

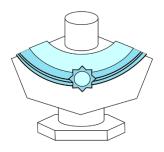
なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、 模様が重合する場合も同様とする。(意匠法第6条第7項) (上記⑧参照)

⑩図面中(参考図を除く)に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中(参考図を除く)には、意匠登録を受けようとする意匠 のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受け ようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等 において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする 意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例

【事例】「首飾り」



【意匠の説明】

白色で表したトルソは、意匠登録 を受けようとする意匠以外の物品 である。

※説明の都合上、その他の図は省略した

意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、 意匠登録を受けようとする意匠の形態が不明であり、意匠が具体 的でないものの例

【事例】「マフラー」



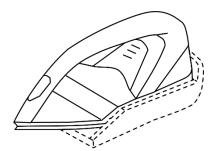
【意匠の説明】

写真中、黒い針金で形成した展示 具及びテーブルクロスは、意匠登 録を受けようとする意匠以外の物 品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した

20出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合

【事例】Part of Iron



【意匠の説明】 なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

- (2) 工業上利用することができるものと認められないものの例 以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、 意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。
 - ①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの 自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自 然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形 美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術 を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工

業上利用することができるものに該当しない。

②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。 (上記 21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照)

③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に 生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用す ることができるものに該当しない。

第2章 新規性

22 関連条文

意匠法

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠に ついて意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気 通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠 (第2項略)

22.1 意匠法第3条第1項各号の規定

意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であっても、意匠 法第3条第1項第1号又は第2号の意匠(以下「公知の意匠」という。)に該当するもの、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するものは、新規性を有さないも のであり、意匠登録を受けることができない。

すなわち、意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠、又は意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、それが自己の創作した意匠で自らが公開したものであっても新規性を喪失したものとなり、その意匠と同一又は類似の意匠に該当するものについて意匠登録出願をしても、意匠登録を受けることができない。

22.1.1 意匠法第3条第1項第1号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

22.1.1.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠 法第9条、意匠法第10条等)とは異なり、意匠登録出願の時分(注) を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において公然知られるものとなった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に公然知られた意匠に該当する。

(注)

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は 地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.1.2 公然知られた意匠について

公然知られた意匠とは、不特定の者に秘密でないものとして現実に その内容が知られた意匠のことをいう。

22.1.1.3 公然知られた意匠として取り扱わない意匠

(1) 登録意匠公報の発行日前の登録意匠

登録意匠公報の発行日前の登録意匠については、意匠権の設定 登録がされていても、一般に公然知られた意匠として、意匠法第 3条第1項第1号の規定の適用の基礎となる資料とすることには 疑義が認められるため、公然知られた意匠としては取り扱わない。

22.1.1.4 公然知られた意匠に該当する場合の取扱い

公然知られた意匠に該当する場合は、以下のすべてについて具体 的に出願人に提示しなければならない。

- (1) 公然知られた意匠に係る物品及びその形態
- (2) 上記意匠が不特定の者に秘密でないものとして現実に知られた事実

22.1.2 意匠法第3条第1項第2号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

22.1.2.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法 第9条、意匠法第10条等)とは異なり、意匠登録出願の時分(注) を考慮するものである。

したがって、例えば、午前中に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について、その日の午後に意匠登録出願がされたときは、その意匠登録出願に係る意匠は意匠登録出願前に頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠に該当する。

(注)

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

22.1.2.2 頒布について

頒布とは、刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれること をいい、現実に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

22.1.2.3 刊行物について

刊行物とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体(CD-ROM意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど)をいう。

22.1.2.4 刊行物の頒布された時期の取扱い

- (1) 刊行物に発行時期の記載又は受入印(注) がある場合
 - ①受入印がなく、発行の年月日が記載されているときは、その年 月日を採用する。

なお、当該発行の年月日の記載が

- (i) 年のみの場合は、その年の末日
- (ii) 年月のみの場合は、その年月の末日と推定する。
- ②発行の年月日及び受入印があるときは、どちらか早い方の年月 日を採用する。
- ③発行の年月日の記載がなく、受入印があるときは、その年月日 を採用する。

(注)

受入印とは、刊行物を受け入れた組織(特許庁意匠課、特許庁意匠課旧 資料係、独立行政法人工業所有権情報・研修館、旧独立行政法人工業所有 権総合情報館、旧工業所有権総合情報館、旧万国工業所有権資料館)が受 入事実の特定のために、刊行物の表紙等に押した受入組織及び受入日付を 明記した印である。

- (2) 刊行物に発行時期の記載及び受入印がない場合
 - ①当該刊行物について、書評、抜粋、カタログなどを掲載した刊 行物があるときは、その発行時期から、当該刊行物の頒布され た時期を推定する。
 - ②当該刊行物について、重版又は再版などがあり、これに初版の 発行時期が記載されているときは、それを頒布された時期と推 定する。
 - ③その他適当な手がかりがあるときは、それから頒布された時期 を推定又は認定する。

22.1.2.5 意匠登録出願の時と刊行物の頒布された時期の判断について

(1) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が異なる場合

それぞれの年月日によって前後関係を判断すれば十分であり、 それ以上の時分まで認定、あるいは推定して前後関係を判断する 必要はない。

(2) 意匠登録出願の日と刊行物の頒布された時期として採用される日が同日の場合

意匠登録出願の時が刊行物の頒布された時よりも後であることが明らかな場合のほかは、刊行物の頒布された時期が意匠登録出願の前であるとはしない。

22.1.2.6 刊行物に記載された意匠について

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例
 - ①刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形態が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形態が物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形態を推定できるもの
 - ②刊行物に記載された物品に係る意匠はもちろん、その物品の中に含まれるその物品とは非類似の物品に係る意匠(例えば、部品に係る意匠)であっても、当該意匠自体の具体的な形態を識別できるもの
 - ③意匠公報に掲載された部分意匠の「意匠登録を受けようとする 部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品の具体 的な形態を識別できるもの

22.1.2.7 電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠について

(1)回線について

回線とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送 (双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は除く。)は、 回線には含まれない。

(2) 公衆について

公衆とは、社会一般の不特定の者を指す。

(3) 公衆に利用可能について

公衆に利用可能とは、社会一般の不特定の者が見得るような状態におかれていることを指し、現実に誰かがアクセスしたという事実は必要としない。例えば、インターネットにおいて、リンクが張られ、サーチエンジン(注1)に登録され、又はアドレス(注2)が公衆への情報伝達手段(例えば、広く一般に知られている新聞、雑誌等)にのっており、かつ公衆からのアクセス制限がなされていない場合には、公衆に利用可能である。

(注1)

検索エンジンとも呼ばれ、インターネット上で目的とするサイトを探 すためにデータベース的な役割を果たすサイトを指す。

(注2)

URL (Uniform Resource Locator) という表記方法で表記されたインターネットのサービスの所在地を指す。一般に、http://xxx.or.jpのように表記される。

(4) 公衆に利用可能となった意匠の時期について

当該意匠登録出願前に、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった事実が認められれば足りる。

22.1.2.8 インターネットを通じて得られる意匠情報の審査上の取扱い

インターネットを通じて得られる意匠情報(以下「電子的意匠情報」という。)を、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として引用するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報であること (→22.1.2.8.1)
- (2) 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のと おり掲載されていたこと (→22.1.2.8.2)

22.1.2.8.1 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報が公衆に利用可 能な情報であること

インターネットにのせられた情報は、不特定の者がアクセス可能な情報であり、頒布された刊行物に記載された情報と同様の情報伝播力を有するので、通常、公衆に利用可能な情報である。

ホームページへのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料である場合でも、その情報がインターネットにのせられており、その情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができ、かつ不特定の者がアクセス可能であれば、公衆に利用可能な情報であるといえる。

- (1) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められるものの例
 - ①サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの 又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることが できる状態にあるもの(例えば、関連ある学術団体や ニュース等からリンクされている場合又はアドレスが 新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているも の)
 - ②パスワードが必要なものにおいては、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの(この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるホームページであれば公衆に利用可能な情報である。)
 - ③有料のホームページにおいては、料金を支払うことの みで不特定の者がアクセス可能であるもの(この場合 には、誰でも料金を支払うことのみで差別無くアクセ スできるようになるホームページであれば公衆に利用 可能な情報である。)
- (2) 電子的意匠情報が公衆に利用可能な情報と認められないものの例

インターネットにのせられていても、以下に該当するものは公衆利用可能性があるとは言い難い。

①インターネットにのせられてはいるが、アドレスが公 開されていないために、偶然を除いてはアクセスでき ないもの

- ②情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ部外秘の情報の扱いとなっているもの(例えば、社員のみが利用可能な社内システム等)
- ③情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの(有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。)
- ④公衆が情報を見るのに充分なだけの間公開されていないもの (例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの)

22.1.2.8.2 意匠登録出願前に、引用する電子的意匠情報がその内容のとおり掲載されていたこと

(1) 引用する電子的意匠情報の掲載日時(注)及びその内容 の改変の問題

インターネットにのせられた情報は改変が容易であることから、引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたかどうかが常に問われることとなる。

審査官が電子的意匠情報を発見した時点では、引用しようとする電子的意匠情報の掲載日時の表示が意匠登録 出願前であったとしても、その表示自体が改変されている可能性を完全に排除することはできない。

(注)

掲載日時の表示については、インターネットの情報がそのホームページにのせられた国又は地域の時間を、日本時間に換算して判断する。

(2) 引用する電子的意匠情報の掲載日時及びその内容の改変の問題への対応

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている 掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低いと考えられるホームページについては、審査官がアクセスした時にのせられている内容が、ホームページで示されている掲載日時の表示の時点にのせられていたものと推認して引用する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合には、引用することができるか否かを調査する。

引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている 掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことにつ いての疑義を解消する可能性が少ないホームページにの せられている情報は引用しない。

(3) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている 掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことに ついての疑義が極めて低いと考えられるホームページ の例

以下のホームページに掲載されている電子的意匠情報 は、通常、問い合わせ先が明らかであり、当該疑義も極 めて低いと考えられる。

- ①刊行物等を長年出版している出版社のホームページ (新聞、雑誌等の電子情報をのせているホームページ)
- ②学術機関のホームページ (学会、大学等のホームページ)
- ③国際機関のホームページ (標準化機関等の団体のホームページ)
- ④公的機関のホームページ(省庁のホームページ)

ただし、このようなホームページであっても、掲載日時の表示がない場合は原則的には引用しないが、掲載された電子的意匠情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者によって、ホームページへの掲載日時及び内容についての証明が得られれば引用することができる。

(4) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている 掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことに ついての疑義がある場合の対応

審査官は、引用しようとする電子的意匠情報の当該疑義があると判断した場合には、問い合わせ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。

検討の結果、疑義が解消しないものに関しては引用しない。

(5) 引用しようとする電子的意匠情報が、表示されている

掲載日時にその内容のとおりに掲載されていたことに ついての疑義を解消する可能性が少ないホームページ の取扱い

問い合わせ先が明らかでないもので、かつ掲載日時の 表示が示されていないホームページは、当該疑義を解消 する可能性が少ないので引用しない。

22.1.2.9 電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠について

刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットにのせられた意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。(前記22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)

22.1.3 意匠法第3条第1項第3号

前二号に掲げる意匠に類似する意匠

22.1.3.1 意匠の類否判断

意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断であって、需要者(取引者を含む)(判断主体に関しては 22.1.3.1.1 を参照。)の立場からみた美感の類否についての判断をいう。

以下に説明する類否判断の手法は、意匠審査における客観的な類否 判断を担保するために必要な意匠的特徴、すなわち、意匠の美感を形成する要素の抽出方法と、その対比方法に関する基本的な考え方を示したものである。

22.1.3.1.1 判断主体

意匠の類否判断において、判断主体は、需要者(取引者を含む)(意匠法第24条第2項。同規定でいう「需要者」とは、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者(取引者を含む)」とする。)であり、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

新規性の判断時における意匠の類否の判断主体については、条文上は明確に規定されていないが、登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条第2項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における意匠の類否

の判断主体も、同様に需要者(取引者を含む)とする。

意匠の類否判断は、もとより人間の感覚的な部分によるところが大きいが、その判断を行う際には、意匠創作に係る創作者の主観的な視点を排し、需要者(取引者を含む)が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法

(1) 意匠の類否判断の観点

意匠審査において、類否判断は次の(ア)~(オ)の観点に よって行われる。

- (ア) 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断
- (イ)対比する両意匠の形態の認定
- (ウ) 形態の共通点及び差異点の認定
- (エ) 形態の共通点及び差異点の個別評価
- (オ) 意匠全体としての類否判断
- (2) 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意 匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途(使用目的、使用状態等)及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品の用途(使用目的、使用状態等)及び機能に 共通性がない場合には、意匠は類似しない。

なお、経済産業省令で定める意匠法施行規則別表第一(下欄)に表された「物品の区分」は、願書に記載すべき物品の区分の具体例を示しているに過ぎず、物品の類否を直接に規定しているものではない。

(3) 対比する両意匠の形態の認定及び形態における共通点・差異点の認定

(i) 肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする(ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。)。これは、通常、物品は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形態全体からなる美感が、その意匠に係る物品の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品全体の形態は肉眼によって認識することができるが、一部の形態は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、肉眼によって認識できる形態のみを意匠の形態として認定し、類否判断を行う。

(ii) 観察方法

意匠の類否判断は、意匠に係る物品を観察する際に通常 用いられる観察方法により行う。

> 例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に 持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意 匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状 態では背面及び底面を見ることのないテレビ 受像機の意匠の場合は、主に正面、側面、平面 方向に比重を置いて観察する。

(iii) 形態の認定

意匠に係る物品全体の形態(意匠を大づかみに捉えた際の骨格的形態、基本的構成態様ともいう。)及び各部の形態を認定する。

(iv) 形態における共通点及び差異点の認定 両意匠の、意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様) 及び各部の形態における共通点及び差異点を認定する。

(4) 形態の共通点及び差異点の個別評価

各共通点及び差異点における形態に関し、以下の(i)その 形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び その注意を引く程度の評価と、(ii) 先行意匠群との対比に基 づく注意を引く程度の評価を行う。

各共通点及び差異点における形態が(i)及び(ii)の観点

からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。

(i) 対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及 び評価

各共通点及び差異点における形態が、対比観察した場合に 注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、

- ・ その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、
- ・ その部分が意匠に係る物品の特性からみて、視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分か、

により認定・評価する。

なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに 異なるものであるが、一般的には以下のようにいえる。

(a) 意匠全体に占める割合についての評価

出願意匠と引用意匠の共通点あるいは差異点に係る部分について、その大きさが意匠に係る物品全体に占める割合が大きい場合には、小さい場合と比較して、その部分が注意を引く程度は大きい。

意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様)は、意匠の骨格ともいえるものなので、視覚的印象に与える影響は、通常最も大きい。

(b) 物品の大きさの違いについての評価

両意匠の意匠に係る物品自体の大きさ(説明の記載がない場合に認定する通常の大きさの範囲を含む。)が違っていたとしても、それが物品の用途及び機能の認定に影響を及ぼさない限り、その違いは、強く注意を引くものとはならない。

(c) 物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価 意匠には、視覚観察を行う場合に観察されやすい部分、 観察されにくい部分が存在する。共通点及び差異点におけ る形態が観察されやすい部分の形態であれば、注意を引き やすいといえる。

観察されやすい部分は、意匠に係る物品の用途(使用目的、使用状態等)及び機能、その大きさ等に基づいて、(1) 意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否か、(2) 需要者(取引者を含む)が関心を持って観察す

る部位か否かを認定することにより抽出する。

ただし、このようにして抽出される部分であったとして も、その形態が機能的必然性のみに基づくものであった場 合には、意匠的特徴としては考慮しない。

(d) 物品の内部形態の評価

意匠は、意匠に係る物品を観察する際に目に付きやすい 部位の形態を中心に比較されるべきであるから、類否判断 は、意匠に係る物品の外観について行い、使用時に目にす ることのない内部形態は、意匠の特徴として考慮しない。

内部形態を観察することができるものは、使用時に目に 付きやすい形態が注意を引きやすい部分となる。

例えば、冷蔵庫の意匠の場合、扉を開けた状態も使用時の形態である一方、冷蔵庫の用途及び機能は、扉を閉めた状態で内部に食品等を冷却保管するものであるから、通常は、扉を閉めた状態で視覚観察されるものであるといえる。よって、このような場合は閉じた状態の外観が注意を引く程度は内部形態のそれよりも大きい。一方、人間が内部に入って使用することを主体とする浴室の意匠等の場合には、内部形態が注意を引く部分となる。

(e) 物品の流通時にのみ視覚観察される形態の評価

使用時・設置時にはその一部が目に触れないような物品 (例えば、一部が土に埋まるフェンスや、壁や天井に一部 が埋め込まれる照明器具等。)の場合、物品の流通時にのみ 視覚観察される部位が注意を引く程度は、原則として、そ の他の部位よりも小さい。

ただし、その他の部位における形態が、ありふれた形態など意匠全体の美感に与える影響が小さいような場合には、相対的に、物品の流通時にのみ視覚観察される部位の意匠全体の中での重要度が上がり、意匠全体での最終的な判断の際に類否を左右する場合もある。

(ii) 先行意匠群との対比に基づく評価

出願意匠と引用意匠の各共通点及び差異点における形態が、 先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形態か否かを 評価する。形態が注意を引きやすいものか否かは、同じ形態を 持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形態とどの程度異 なった形態であるか、又その形態の創作的価値の高さによって 変わる。

(a) 先行意匠調査を前提とする共通点の評価

出願の意匠と引用意匠の各共通点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形態は特徴的な形態とはいえない。したがって、他の先行意匠においても見られる形態ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形態が注意を引く程度は小さい。

いずれの場合も、ありふれた形態や、公然知られた形態を単純に除外することはしない。

(b) 先行意匠調査を前提とする差異点の評価

出願の意匠と引用意匠との対比によって認定される各差 異点における形態が、他の先行意匠には見られない新規な形態であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形態は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形態が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形態は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形態や公知形態の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

(iii) 機能的意味を持つ形態及び材質に由来する形態の取扱い

機能的意味を持つ形態及び材質に由来する形態について、一般的には以下のように扱う。

(a) 機能的形状の評価

機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならない必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。ただし、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠法が本来保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与することになるため、保護しない(意匠法第5条第3号)。

また、視覚に大きな影響のない僅かな形状の相違について、 その相違が機能に大きく関わっていても、ことさら重要視しない。

(b) 物品の機能面からの要求を加味して構成された模様の 評価

単に装飾を目的とする模様(例えば、食卓用皿の表面に付される模様。)に加え、近年、シートキーやタッチパネルなど、物品表面の入力・操作部の態様が凹凸の立体形状を伴わない平面的な図形等として構成される例が多くなってきている。このような意匠に係る物品との関係において一定の機能を有する模様についての意匠的な特徴の評価は、その模様が有する意味、すなわち、何を意図した模様なのか、物品の用途・機能との関係においてどのような機能を担う模様なのか、という点を理解した上で行うものであり、形状の場合と同様に評価する。

(c) 材質から生じる模様・色彩の評価

意匠の構成要素として真に考慮すべき模様・色彩は、意匠 創作者の創作行為に基づいて表された模様・色彩であるが、 願書に添付した図面等に表された意匠が、意匠に係る物品を 製造する際に通常用いられる材質そのままの模様・色彩を もって表されていると認められる場合、その模様・色彩はそ の物品分野においてはありふれたものであるから、その模 様・色彩が意匠全体の美感に与える影響は極めて小さい。

(5) 意匠全体としての類否判断

両意匠の形態における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者(取引者を含む)に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものであるから、各共通点及び差異点を個別に評価するだけでは、類否を判断することはできず、各形態の組合せにも注意しつつ共通点及び差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価しなければならない。

基本的な考え方は以下の通り。

(i) 共通点及び差異点についての総合判断

ある共通点又は差異点が類否判断をする上で最も重要な要素となるか否かは、他の共通点及び差異点との相対的な関係で決まる。ある共通点又は差異点が類否判断に与える影響

の大きさを考えるとき、他の共通点及び差異点が意匠全体の 美感に与える影響が小さければ、その共通点又は差異点が類 否判断に与える影響は相対的に大きいものとなる。他方、意 匠全体の美感に与える影響が同程度あるいはより大きな共 通点又は差異点が他にある場合には、その共通点又は差異点 が類否判断に与える影響の大きさは、相対的に小さくなる。

(ii) 意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様)

意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様)は、意匠の 骨格ともいえるものであって、視覚を通じて起こさせる美感 への影響が最も大きいことから、意匠が類似するためには、 原則として、意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様) が共通することが必要である。

ただし、出願意匠と引用意匠の意匠に係る物品全体の形態 (基本的構成態様)に差異点があったとしても、いずれもありふれた形態であって、かつ、各部の形態における共通点が 顕著であるような場合には、意匠に係る物品全体の形態(基 本的構成態様)における差異を超えて両意匠が類似する場合 もある。

例えば、模様付きの直方体型包装用箱において、 箱全体の縦、横、高さの比率が異なる2つの意匠 があった場合、いずれも包装用箱の比率としては ありふれていて注意を引くものではなく、かつ、 共通する模様が特徴的で強く注意を引くものと認 められるならば、意匠に係る物品全体の形態(基 本的構成態様)における差異(箱全体の縦、横、 高さの比率)を超えて、両意匠は類似することが ある。

各部の形態における差異点についても類否判断に与える影響の大きさが小さい場合には、共通する意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様)がありふれたものであっても、なお、その意匠の中で最も類否判断に与える影響が大きいものとなり、両意匠が類似する場合もある。

また、公知又は周知の形態を寄せ集めた意匠であったとしても、その組合せの態様が新規であって、意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様)として新規である場合には、その組合せによる意匠に係る物品全体の形態(基本的構成態様)が新規な形態として評価される。

(iii) 出願に係る意匠中に用いられた公知の形態

出願意匠中に用いられた公知の形態が類否判断に与える影響の大きさは、新規な形態に比べて一般的に小さくなるが、意匠は全体が有機的な結合によって成立するものであるから、共通点又は差異点における形態が公知の形態であったとしても、その共通点又は差異点を単純除外して、その他の共通点及び差異点のみについて判断することはしない。

公知形態の組合せが新規である場合は、その組合せに係る態 様を評価する。

(iv) 意匠の構成要素間の関係

意匠の構成要素である形状、模様、色彩のうち、どの構成要素が類否判断に大きな影響を与えるかは、一概には言えず、先行する公知意匠群との関係において、最も特徴が大きく注意を引くものが類否判断に与える影響が大きいといえる。

しかしながら、形状及び模様は、人知に基づく創作を必要とする場合が多いのに比し、色彩はそれが模様を構成しない限り、 創作というよりも選択と形容するのが適当であって、色彩のみを変更した多数の製品バリエーションが通常用意されていることから、色彩は形状及び模様よりも注意を引きにくいといえる。したがって、一般的に色彩は、形状及び模様よりも類否判断に与える影響が小さい。

(v) 同一物品分野における既存の類否判断事例との関係 一般に、対比する2つの意匠の共通点及び差異点が意匠全体 の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一物品分野

の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一物品分野 の既存の判断事例と同様の場合には、既存の類否判断事例と同 様な結果となる。

しかし、意匠の類否判断は、その他の部分を含む意匠全体について行うものであるため、対比する2つの意匠が、既存の判断事例と同様の共通点あるいは差異点を有していたとしても、それらが物品特性等からみて、意匠全体の中で注意を引く部分における共通点又は差異点なのか否かの認定及びその注意を引く程度についての評価は、常に同じというわけではない。また、先行公知意匠は日々累積されるものであるので、当該先行公知意匠群との対比に基づく評価は常に同じというわけではない。

このように、同様の共通点・差異点を有していても、それらが類否判断に与える影響の大きさについての評価は常に同じとは限らないことから、同一物品分野における既存の類否判断事例であっても、その結論のみを別の事例に単純には適用しない。

第3章 創作非容易性

23 関連条文

意匠法

第三条

(第1項略)

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く。)については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

23.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に規定する意匠登録出願前と同様に、出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法第9条、意匠法第10条等)とは異なる。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者(以下「当業者」という。) は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

23.3 公然知られたについて

公然知られたとは、意匠法第3条第1項第1号に規定する公然知られたと同義である。すなわち、不特定の者に秘密でないものとして現実にその内容が知られたことをいう。

そして、公然知られたのうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い 浮かべることができる状態を特に、広く知られたという。

なお、外国において広く知られたとは、当該国において広く知られたことは必要であるが、必ずしも複数の国において広く知られたことを要しない。また、当該国で広く知られていれば、日本国内において広く知られていることを要しない。

23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

以下に該当するものは、いずれも創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

- (1) 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 $(\rightarrow 23.4.1)$
- (2) 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 (→23.4.2)

(3) 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

 $(\to 23.4.3)$

23.4.1 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

以下に該当するものは、いずれも公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

- (1) 日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
- (2) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

ただし、刊行物は頒布されただけでなく、公然知られた状態にあるも のでなければならない。

また、刊行物に記載される場合には、一般に、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がそれ自体単独で公然知られたものとなることはほとんどなく、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と一体不可分な状態で表されているものが大多数である。このような場合においても、当該物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、それ自体として具体的な態様を識別できるものであれば、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。なお、上記の場合、刊行物に記載された公然知られた意匠に係る物品と意匠登録出願された意匠に係る物品との類否は問わない。

23.4.2 広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、広く知られた意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.4.3 公然知られた意匠又は広く知られた意匠

公然知られた意匠又は広く知られた意匠も、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

23.5.1 置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。 公然知られた意匠(広く知られた意匠に基づく場合も同様とする。以下同 じ。)の特定の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公然知ら れた意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

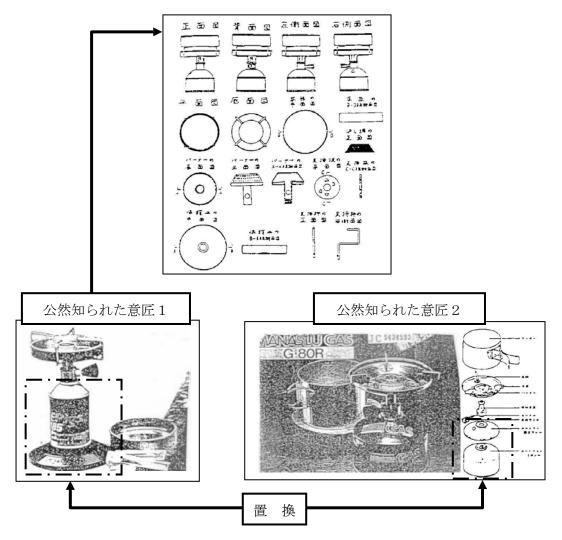
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結 合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

その意匠の属する分野において、ボンベを変更することは、燃料使用 時間に応じて一つの機種で数種のボンベを用意していることが一般に 行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ガスストーブ兼用こんろ」

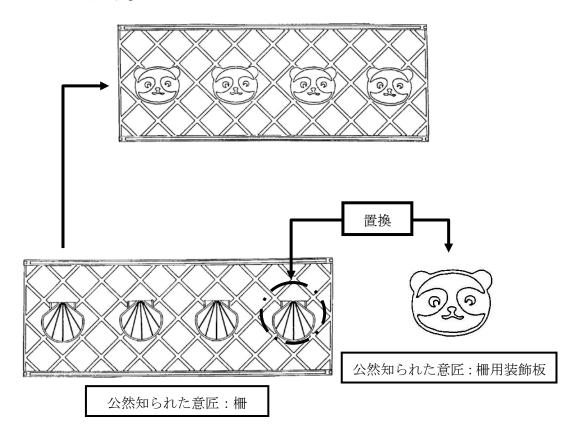


【事例2】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の装飾板部分を単 に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた 手法である。

出願の意匠

「道路用柵」

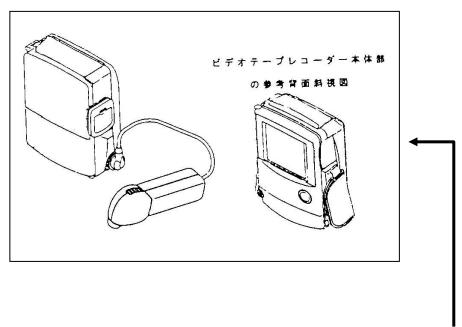


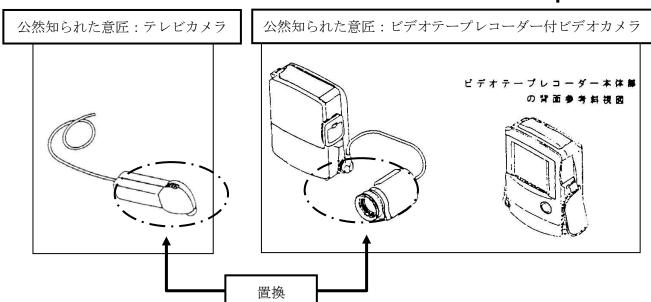
【事例3】

その意匠の属する分野において、分離可能な部品(テレビカメラ)の 形状等を他の部品(テレビカメラ)の形状等に置き換えることは当業者 にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」



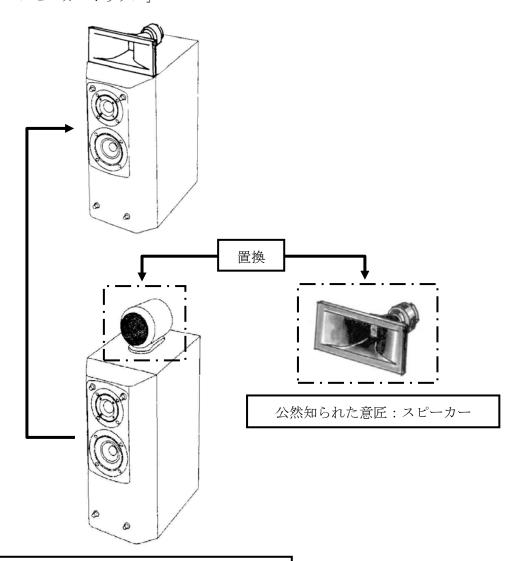


【事例4】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」



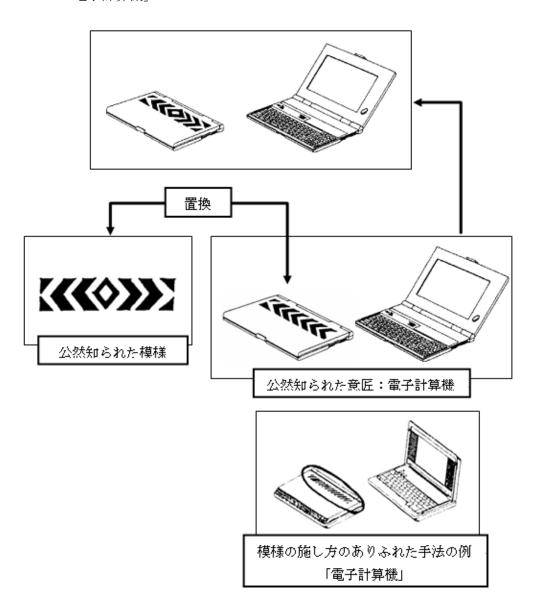
公然知られた意匠:スピーカーボックス

【事例5】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」



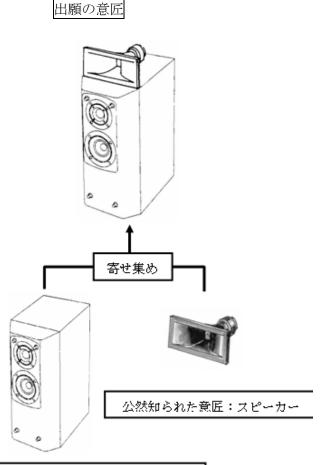
23.5.2 寄せ集めの意匠

寄せ集めとは、複数の意匠を組み合わせて一の意匠を構成することをいう。 複数の公然知られた意匠を当業者にとってありふれた手法により寄せ集め たにすぎない意匠。

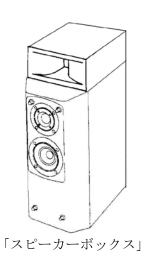
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。



【 左下の公然知られた意匠を当 業者にとってありふれた手法 により寄せ集めたものとは認 められない事例 】



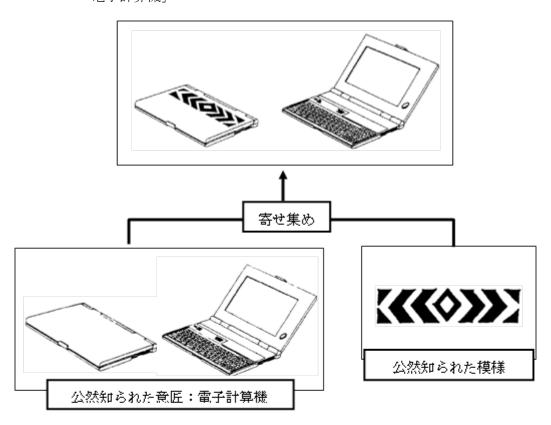
公然知られた意匠:スピーカーボックス

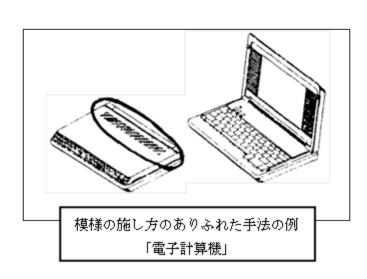
【事例2】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」



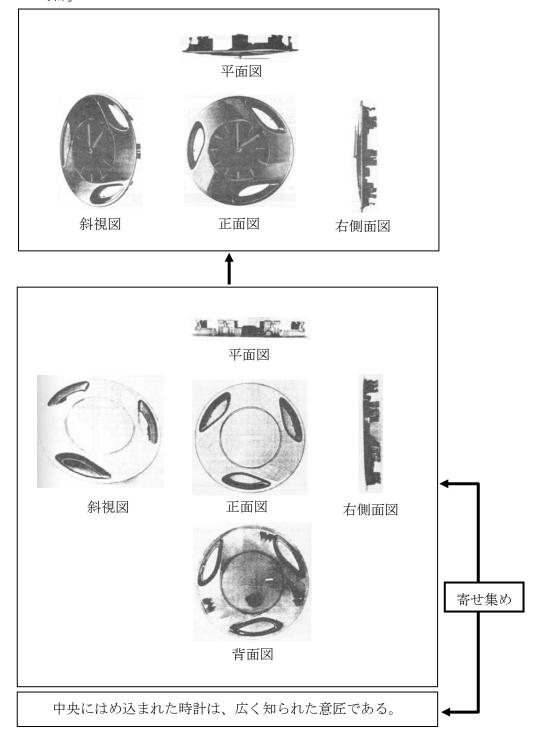


【事例3】

その意匠の属する分野において、様々な具体物等をベースとしてその 一部に時計をはめ込むこと、及び略円板状ベース部分の中心に時計をは め込むことは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「時計」



23.5.3 配置の変更による意匠

公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

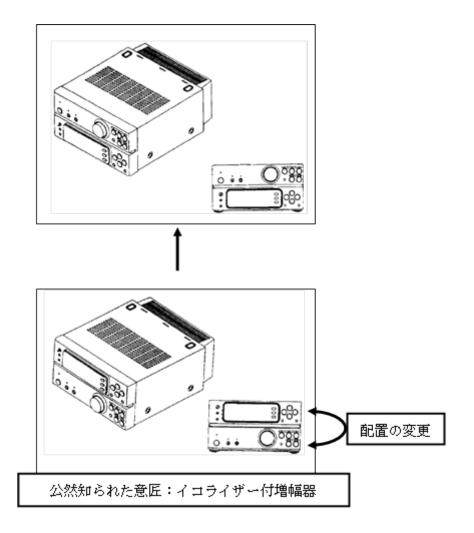
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例】

その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の通常使用状態に おいてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更すること は当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「イコライザー付増幅器」



23.5.4 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

公然知られた意匠の全部又は一部の構成比率又は公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

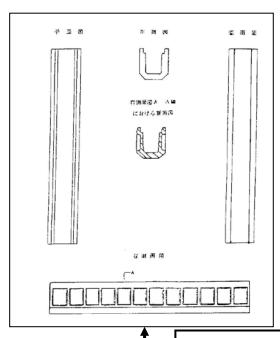
このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

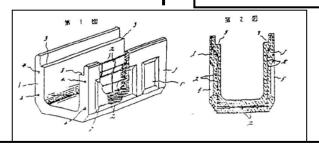
同じ断面形状を持つ押し出し成形材や繰り返し連続する側面形状を 有する側溝ブロック等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連 続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってあ りふれた手法である。

出願の意匠

「側溝用ブロック」



繰り返し連続する構成要素の単位数を増加



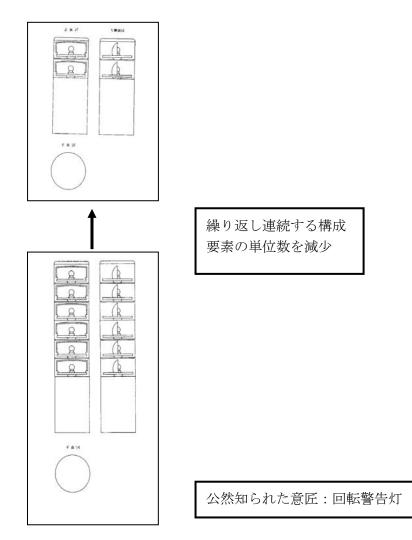
公然知られた意匠:コンクリート製排水側溝

【事例2】

その意匠の属する分野において、警告灯単位体の積み重ねの数を適宜 増減させることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「回転警告灯」の警告灯単位体の積み重ねの数は二段である。



警告灯単位体の積み重ねの数は六段である。

23.5.5 公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合(広く知られた形状、 模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づく場合も同様とする。以下同じ。) をほとんどそのまま物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に表した という当業者にとってありふれた手法により創作された意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

23.5.5.1 公然知られた形状や模様に基づく意匠

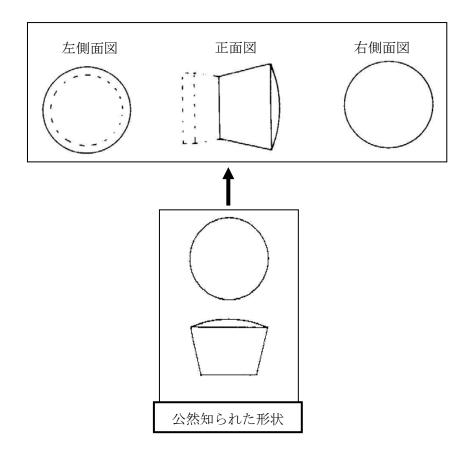
公然知られた形状や模様をほとんどそのまま物品に表したにすぎ ない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、その先端を様々な幾何的形状と することは通常行われている手法である。

出願の意匠

「レーザー照射機用先端部」 (部分意匠)



23.5.5.2 自然物並びに公然知られた著作物及び建造物等に基づく意匠

自然物(動物、植物又は鉱物)並びに公然知られた著作物及び建造物などの全部又は一部の形状、模様等をほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠。

【事例】

その意匠の属する分野において、文鎮等の形状を植物等の形状に模することは通常行われている手法である。

出願の意匠

「ペーパーウエイト」



【容易に創作できたものとはいえない事例】

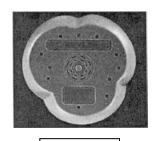
以下の「培養土用容器」の意匠は、ピーマンの形状をほとんどそのまま表したものとはいえず、当業者であっても容易に創作することのできたものとはいえない。

出願の意匠

「培養土用容器」



斜視図



底面図

23.5.6 商慣行上の転用による意匠

非類似の物品の間に当業者にとって転用の商慣行というありふれた手法が ある場合において、転用された意匠。

このような意匠は、当該転用の基礎となった公然知られた形状、模様若しく は色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することので きた意匠と認められる。

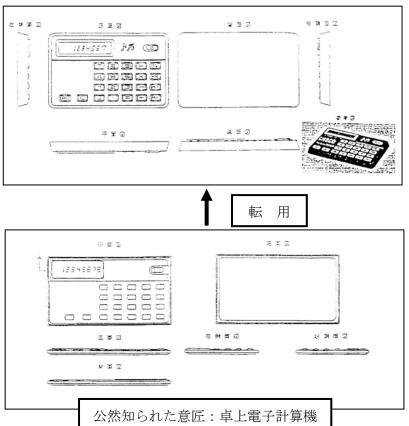
転用とは、ある物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をそれとは非類似の物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として表すことだけでなく、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠を創作する過程において、技術的又は経済的要因からやむなく行われる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の変更であって、当業者であれば誰でも加えるであろう程度にすぎない変形や、そうした変形がその意匠の属する分野において常熊化している変形を加えたものをも含む。

【事例1】

その意匠の属する分野において、製造食品の形状を器物又は動植物等の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「チョコレート」

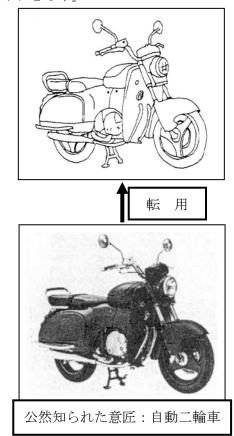


【事例2】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者にとって商慣行上行われている。

出願の意匠

「オートバイおもちゃ」



【容易に創作できたものとはいえない事例】

以下の「自動車おもちゃ」の意匠は、当業者にとって商慣行上通常な される程度の変形を超えているため、当業者であっても容易に創作する ことのできたものとはいえない。



23.6 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合、例えば、頒布された刊行物に記載された公然知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該公然知られた意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該公然知られた意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該公然知られた意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は広く知られた意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の 提示を要さない。

23.7 当業者にとってありふれた手法であることの提示

創作容易な意匠というためには、当業者にとってありふれた手法によって創作 されたという事実を要する。

したがって、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合は、 原則、当業者にとってありふれた手法であることを示す具体的な事実を出願人に 提示することが必要である。

ただし、その手法が当業者にとってありふれたものであることが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具業界において、本物の自動車をそっくりそのまま自動車おもちゃに転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

23.8 意匠法第3条第1項各号との適用関係

意匠法第3条第2項は、「(前項各号に掲げるものを除く。)」と規定していることから、意匠法第3条第2項の規定は、意匠登録出願に係る意匠が、ある公然知られた意匠に対して意匠法第3条第1項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

第4部 意匠登録を受けることができない意匠

41 関連条文

意匠法

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

41.1 意匠法第5条の規定

公の秩序や風俗を維持すること、あるいは産業発展を阻害する要因を排除することは、公益上の理由から重要なことであって、これに反する性質のものを法律で保護すべきではない。新規性及び創作非容易性を有し、かつ工業上利用することができる意匠に該当する意匠である等の意匠登録の要件を満たすものであっても、意匠登録の査定の時点において、以下のいずれかに該当する場合は、意匠登録を受けることができない。

(1) 公序良俗に反する意匠

- $(\rightarrow 41.1.1, 41.1.2)$
- (2) 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠 $(\rightarrow 41.1.3)$
- (3) 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠 $(\rightarrow 41.1.4)$

41.1.1 公の秩序を害するおそれがある意匠について

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花 紋章や外国の王室の紋章(類似するものを含む。)等を表した意匠は、国や皇 室又は王室に対する尊厳を害するおそれが多く、公の秩序を害するおそれが あるものと認められるので、このような意匠は、意匠登録を受けることがで きない。

ただし、模様として表された運動会風景中の万国旗等のように公の秩序を 害するおそれがないと認められる場合は含まれない。

41.1.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠について

健全な心身を有する人の道徳観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等は、善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.3 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠について

他人の著名な標章やこれとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品が それらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同され るおそれが多く、その意匠は他人の業務に係る物品と混同を生じるおそれが あるものと認められるので、意匠登録を受けることができない。

41.1.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠について

物品の機能を確保するために不可欠な形状は、技術的思想の創作であって、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべきものである。そのような形状が意匠法により保護されることになれば、意匠法が保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与するのと同様の結果を招くこととなるため、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠登録を受けることができない。

41.1.4.1 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠と認められるものの類型

以下の、いずれかに該当する意匠は、物品の機能を確保するために 不可欠な形状のみからなる意匠と認められる。

(1)物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状(必然的形状)からなる意匠

意匠登録出願に係る意匠が必然的形状に該当するか否かは、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能を体現している形状のみに着目して判断することとするが、その際には、特に次の点を考慮するものとする。

- ①その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か。
- ②必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。
- (2) 物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる 形状(準必然的形状)からなる意匠

物品の互換性の確保等(技術的機能の確保を含む。)のために、物品の形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化された形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、(1)の必然的形状に準じて取り扱う。

ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用は、形状に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品に限ることとする。

したがって、例えば、事務用紙(紙の原紙寸法 JIS P 0202)、 日用紙(封筒 JIS S 5502)、記録媒体(コンパクトディスクオー ディオシステム JIS S 8605) は、公的な標準規格あるいは事実 上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第5条第 3号の規定は適用しない。

41.1.4.1.1 標準化された規格に該当する規格の例

以下に該当するものは、物品の互換性確保等のために標準 化された規格に該当する。

(1) 公的な標準

一般財団法人日本規格協会が策定するJIS規格(日本工業規格)、ISO(国際標準化機構)が策定するISO規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

(2) 事実上の標準 (デファクト・スタンダード)

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。

第5部 一意匠一出願

51 関連条文

意匠法

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

意匠法施行規則

第七条 意匠法第七条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

別表第一 備考

- この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

様式第2[備考]

39 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

51.1 意匠法第7条の規定

意匠法第7条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて 規定したものである。

意匠法第7条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第6条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第7条に規定する 別表第一に表された物品の区分である。 意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400余りの物品の区分を単に50音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを65の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の 名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通 使用されている物品の名称と認められるものである。

51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区 分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- (1) 当該分野において一般的な名称となっていないもの
- (2) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (3)総括名称を用いたもの (例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
- (4) 外国文字を用いたもの
- (5) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
- (6) 意匠法施行規則別表第二(以下「別表第二」という。)によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、 以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠 登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2)図面等において二以上の物品を表した場合(数個の物品を配列 したものの場合を含む。) ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品が複数の構成物により表されている場合、意匠登録出願に係る意匠が二以上の物品に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

(1)図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通 念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たす ために必須のものである場合は、一の物品であると判断する。 一方、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果た すための結びつきが何ら認められない場合には二以上の物品 と判断する。

ただし、当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下 に該当するものである場合には、それらの点も補完的に考慮し て、一の物品であるか否かを判断する。

- ① 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、 形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされてい る等、一の形態としてのまとまりがある場合
- ② 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合
- (2) 一の物品と判断されるものの例

【事例1】「容器付き固形のり」



【蓋を外した状態の斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であることから、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められ、一の物品と判断される。

【事例2】「トランプ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組($1\sim10$ の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる)にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、一の物品と判断される。

【事例3】「容器付きゼリー」

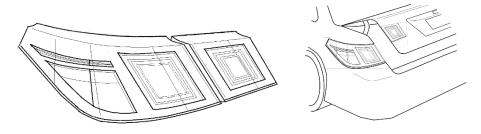


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮すると、一の物品と判断される。

【事例4】「乗用自動車用尾灯」

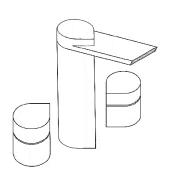
【自動車に装着した状態を示す参考図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの2つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、一の物品と判断される。

【事例5】「湯水混合水栓」

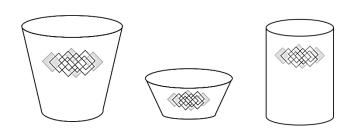


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているものであるが、社会通念上、これらの3つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされており、一の物品と判断される。

(3) 二以上の物品と判断されるものの例

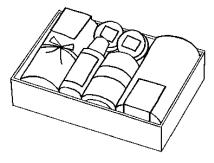
【事例1】「コップ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップは共通した模様が付されているものの、これら全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないこと、さらにこれら複数のコップについて、セットとして販売されることが一般的であるともいい得ないこと等から、一の物品と判断することはできず、二以上の物品と判断される。

【事例2】「ギフトセット」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※ギフトセットの多くは贈答用に販売するために複数の物品を一の容器に収めたものであって、その組み合わせも様々存在すること、さらに内容物として多数の物品が含まれており、これら全てが一の固有の用途及び機能を果たすためのものとは認められないことから、一の物品と判断することはできない。

51.1.2.3 部分意匠についての取扱い

部分意匠についての意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7.1「意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例」を参照されたい。

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠

71 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、 模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

(第3項及び第4項略)

意匠法施行規則

様式第2[備考]

39 (第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照)

様式第6[備考]

- 8 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 9 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 10 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から 10 まで及び 14 に規定される画像図(意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第7[備考]

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

様式第8[備考]

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第2条第1項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1)「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第5部「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(2)「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11は、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」 をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に 記載されていなければならない。 ただし、図面の記載のみで「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を特定できる場合は、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法が記載されていなくてもよい。

なお、願書の「意匠の説明」の欄の記載のみで意匠登録を受けようと する部分を特定することは認められない。

(3)「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、部分意匠の意匠登録出願 にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さず、その物品の使用の目的、使用の状態等について、当業者の一般的な知識に基づき容易に理解できない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11 の規定により図面等を作成する。また、願書に添付された図面において、意 匠に係る物品全体の形態が示されていない場合は、部分意匠として取り扱う。

(1) 図面

図面の中に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を いずれも含む場合は、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、 「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分 を特定する。

(2) 図の省略

以下の場合には、図の省略が認められる。

- ① 意匠法施行規則様式第6備考8に規定される、同一又は対称である図の省略
- ②意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略
- ③意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略
- ④意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の 出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面 又は一部の図の省略
- ⑤意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる 図の省略

(3)「意匠登録を受けようとする部分」の特定

図面において、「意匠登録を受けようとする部分」に加え「その他の部分」を表す場合は、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定しなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、図示なく説明の記載のみで特定することや、使用状態を示す参考図等のみで特定することは認められない。

ただし、断面図を加えないと作図上「意匠登録を受けようとする部分」 を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の 図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中で占める位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確でなければならず、また、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品並びに意匠登録を受けようとする部分の機能及び用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていなければならない。(下記 71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」 (2)「意匠が具体的なものと認められない場合の例」⑤参照)

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載 及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

なお、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2)「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意 匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3)「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を 受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な一の大きさ(寸法)を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。(第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11.1「意匠法第6条の規定」参照)

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ(面積比)をいう。

(4)「意匠登録を受けようとする部分」の形態

①「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が 図面において開示した範囲を原則とし、図面において「意匠登録を受けよう とする部分」と「その他の部分」のいずれも含む場合には、願書の「意匠の 説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、 断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

②「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、断面図、 斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図を含む図面に基づいて認定する。

71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

(1) 工業上利用することができる意匠であること (→71.4.1)

(2) 新規性を有すること (→71.4.2)

(3) 創作非容易性を有すること (→71.4.3)

(4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと $(\rightarrow 71.4.4)$

71.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3 条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、 意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→71.4.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→71.4.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること $(\rightarrow 71.4.1.3)$

71.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項 において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要 件を満たしていなければならない。

(1)	物品と認め	うられるも	のであること	$(\rightarrow 71.4.1.1.1)$
-----	-------	-------	--------	----------------------------

(2) 物品自体の形態であること (→71.4.1.1.2)

(3) 視覚に訴えるものであること (→71.4.1.1.3)

(4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→71.4.1.1.4)

(5) 一定の範囲を占める部分であること (→71.4.1.1.5)

(6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

 $(\rightarrow 71.4.1.1.6)$

71.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と 認められなければならない。

- (1) 物品と認められるものの例
 - ①部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
 - ②部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

- (2) 物品と認められないものの例
 - ①「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを 図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品 に表す模様」としたもの

71.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態 でなければならない。

- (1) 物品自体の形態と認められないものの例
 - ①販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚 に訴えるものでなければならない。

- (1) 視覚に訴えるものと認められないものの例
 - ①「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、 部分意匠の意匠に係る物品の通常の取引状態において、 外部から視認できないもの
 - ②「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感 を起こさせるものでなければならない。

71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

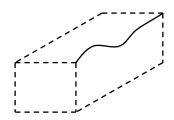
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に 係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわ ち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域で なければならない。

また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境 界が明確でなければならない。

- (1) 一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例
 - ①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもの

稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲 を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



②部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

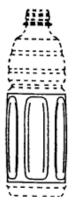
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

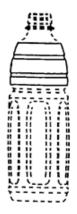
「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていなければならない。

(1)他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に 該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする 部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の 範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対 比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例1】「包装用容器」 【事例2】「包装用容器」

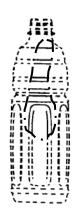




(2)「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、 包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占 める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対 象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」



71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

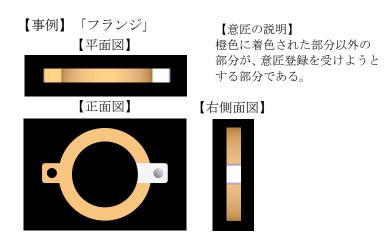
第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、 出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から部分意匠の 意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から⑤についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ①部分意匠の意匠に係る物品
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲 ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であって も、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、 大きさ、範囲を導き出することができる場合は、具体的な意匠と 認められる。
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の形態
- ⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面に願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていなければならない。

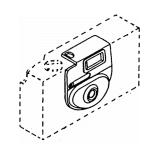
なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

- (1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、 具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、意匠が具 体的なものと認められる。
 - ①願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の 具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関する ものであることが明らかな場合



②出願当初の願書に意匠登録を受けようとする部分を特定する 方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に 添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録 出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする 部分」が明らかな場合

【事例】「デジタルカメラ」

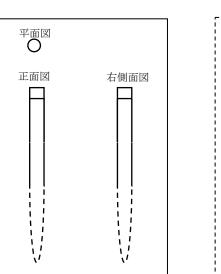


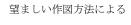
願書に添付した図面の各図が 実線と破線により明確に描き 分けられており、意匠登録を受 けようとする部分を特定する 方法についての意匠の説明が なくても、実線部分について意 匠登録を受けようとする部分 意匠の意匠登録出願であると 当然に導き出すことができる。 ③境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

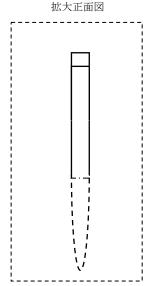
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。(上記 71.4.1.1.5「一定の範囲を占める部分であること」参照)

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】「柵用支柱」

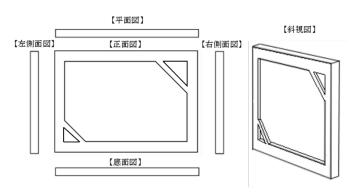






④願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品の一部 のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略 する旨の記載のない場合であって、「意匠登録を受けようとする部分」 の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体に 占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」 と「その他の部分」の境界が明確な場合

【事例】「額縁」



⑤「その他の部分」全体が一部しか示されていない場合であっても、 物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大き さ、範囲を導き出すことができる場合

【事例】「ゴルフクラブ」



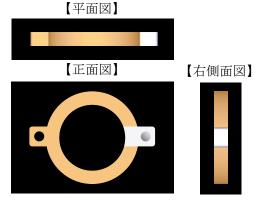
- (2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、 具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が 具体的なものとは認められない。
 - ①出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び願書に添付した図面の記載を総合的に判断しても、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない、又は図面において描き分けられたいずれの部分が「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合

【事例1】「ハンカチ」



「意匠登録を受けようとする 部分」を特定する方法に関する 「意匠の説明」の欄の記載がな く、実線と破線等によって描き 分けられた部分意匠の意匠登 録出願であるのか、中央にス テッチを施した全体意匠の意 匠登録出願であるか、明らかで ない。

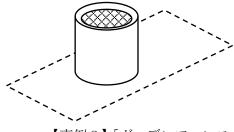
【事例2】「フランジ」



「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。

- ②部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されてい ない場合
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特 定できない場合
 - (i)「その他の部分」が開示されておらず、物品の性質に照ら しても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、 範囲を導き出すことができない場合

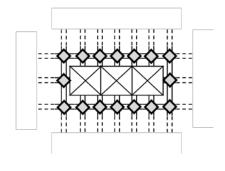
【事例1】「加湿器」



※この例では、蒸気吹き出し口近傍 部のみが表されているが、当該部分 の位置、大きさ、範囲を特定するこ とができない

※説明の都合上、その他の図は省略した。

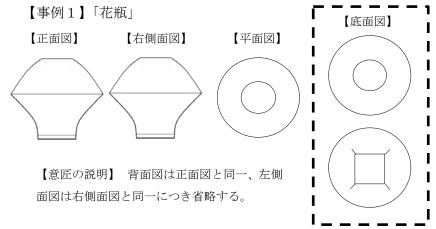




※この例では、当該部分の位置、大きさ、 範囲を特定することができない

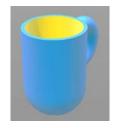
※説明の都合上、その他の図は省略した。

- (ii) 破線等で表された「その他の部分」の形態が、各図不一致 により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとす る部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範 囲が具体的とならない場合
- ⑤ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合
 - (i)「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致 の場合
 - (ii)「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
 - (iii)「意匠登録を受けようとする部分」を参考図のみで特定している場合
 - (iv) 願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受け ようとする部分」を特定し、図面において「意匠登録を受 けようとする部分」と「その他の部分」との必要な描き分 けを行っていない場合
 - (v) 意匠登録を受けようとする部分について複数の形態が考えられ一の形態を導き出すことができない場合



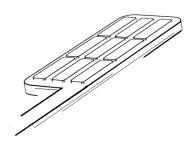
※ この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、 具体的な意匠を導き出せない。

【事例2】「コーヒーカップ」



- ※ この例では、上記の一図のみでは取っ手部の形態や、カップ本 体の下端部付近の形態が、開示された部分に限って見ても不明 確であり、具体的な意匠を導き出せない。
- ⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界 が不明確な場合

【事例】「ブレーキペダル」



71.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用 することができるか否かを判断しない。

71.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の 意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に 該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を参照されたい。

71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分 意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同 一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が 部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる 意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であ ることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及 びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品 とが同一又は類似であること
- ②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること
- ③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること
- ④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠 は同一となる。

- (1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定 部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る 物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異 点を認定する。
- (2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の 認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を

認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点 及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の 認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の 形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の 当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲につい て共通点及び差異点を認定する。

(5) 公知の意匠と部分意匠との類否判断

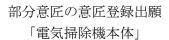
公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

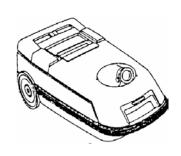
- ①見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ②ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常 識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与え ない。
- ④材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、 ほとんど影響を与えない。
- ⑤色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほ とんど影響を与えない。
- ⑥位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

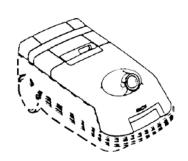
なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

【事例1】公知の意匠 「電気掃除機本体」

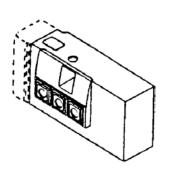






【事例2】公知の意匠 「カメラ」 (意匠公報掲載の部分意匠)

部分意匠の意匠登録出願 「カメラ」

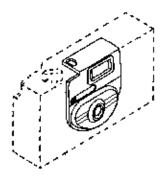


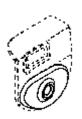


【事例3】公知の意匠 「カメラ」

部分意匠の意匠登録出願 「ファインダー付カメラ用レンズ」

(意匠公報掲載の部分意匠)





(注)「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明 のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認めら れる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

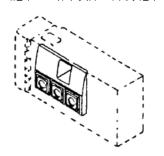
【事例4】公知の意匠 「包装用びん」 (意匠公報掲載の部分意匠)

部分意匠の意匠登録出願 「包装用びん」

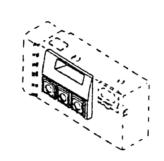




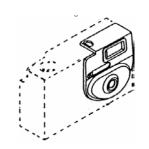
【事例5】公知の意匠 「カメラ」 (意匠公報掲載の部分意匠)



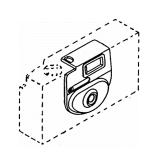
部分意匠の意匠登録出願 「カメラ」



【事例6】 公知の意匠 「デジタルカメラ」 (意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願「デジタルカメラ」



71.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用 されるため、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」を参照され たい。

71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められ

ない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用 されるため、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は 類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠と の類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること(先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、 ①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意 匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物 品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいず れであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後 願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、 後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機 能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場 合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の 「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠 とは類似する。

71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記71.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の 適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠法第5条第1号及び第2号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、 第4部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、 第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの(例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」)の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの 類型

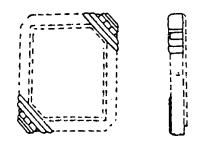
以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる

形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な 一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



【事例2】「ティーシャツ」



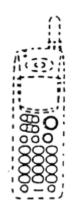
(2)機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例1】「理髪用はさみ」

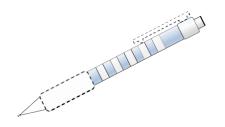


【事例2】「携帯電話」



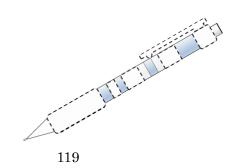
(3) ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例 【事例】「シャープペンシル」



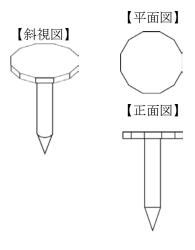
ただし、意匠登録を受けようとする部分が物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、一意匠として取り扱わない。

一意匠として意匠登録を受けることができないものの例 【事例】「シャープペンシル」



(4) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

一意匠として意匠登録を受けることができるものの例 【事例】「くぎ」



意匠に係る物品の説明:なし 意匠の説明:背面図、右側面図、及び左 側面図は正面図と同一につ

き、省略する。



この箇所が図面上開示されていない

底面図の提出が無く、赤色 斜線部は開示がなされて をはないため、「意匠登録を 受けようとする部分以外 の部分」である。 その結果、くぎの頭部と同 部とは、物理的に分離した 二以上の「意匠登録を受て まうとする部分」としようと ようとするが、このような 場合は、一意匠と判断する。

71.8 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。(第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照)

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士及び全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の間でもその適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、第6部「先願」及び第7部「個別の意匠 登録出願」第3章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似で

あること

- ③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、 大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内 のものであること

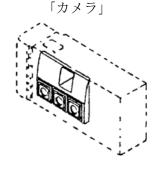
なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

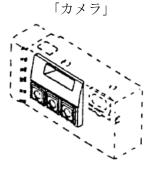
- (1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定 部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通 点及び差異点を認定する。
- (2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定 「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。
- (3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定 「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部 の形態について共通点及び差異点を認定する。
- (4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定 「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。
- (5) 部分意匠と部分意匠との類否判断 部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1 「公知 の意匠と部分意匠との類否判断」(5) 「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠 の意匠登録出願の例

【事例1】先願に係る部分意匠の 意匠登録出願

部分意匠の意匠登録出願

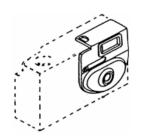


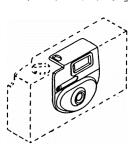


【事例2】先願に係る部分意匠の 意匠登録出願 「デジタルカメラ」



「デジタルカメラ」





なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報(登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報)の発行日(同日を含む。)までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記 71.9.1.1「意匠法第 9 条第 1 項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例 1 及び事例 2 において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.9.2 全体意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの部分意匠の意匠登録出願は、権利の客体となる意匠に係る物品は「カメラ」であることから、先願の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る先願となる。

全体意匠と部分意匠が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ① 全体意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 全体意匠の用途及び機能が部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能と同一又は類似であること

- ③ 全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること
- ④ 全体意匠の物品全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること

なお、上記①ないし④についてすべて同一である場合、両意匠は実質的に同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定 全体意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの 用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 用途及び機能の共通点及び差異点の認定

全体意匠の意匠登録出願の意匠に係る物品の用途及び機能と、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点を認定する。

(3) 形態の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」について、それぞれの形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

全体意匠と部分意匠の「意匠登録受けようとする部分」の当該物品全体 の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定す る。

(5) 全体意匠と部分意匠の類否判断

全体意匠と部分意匠の類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

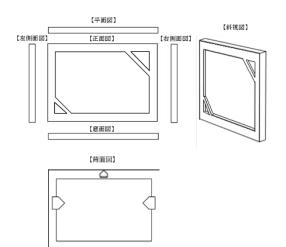
- ① 見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ② ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③ 大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ④ 材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を 与えない。

- ⑤ 色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比してほとんど影響を与 えない。
- ⑥ 位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた 範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

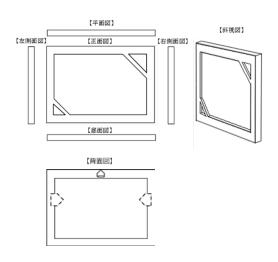
なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.9.2.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の例

【事例】額縁 先願に係る全体意匠の意匠登録出願



部分意匠の意匠登録出願



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る 全体意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠 公報(登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶 確定出願を公示する公報)の発行日(同日を含む。)までに出願された ものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、 審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素(①部分意匠の意匠に係る物品、②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、④「意匠登録を受けようとする部分」の形態)から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用 されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」を 参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」 を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」 を特定する方法に関する記載を削除する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、図面の みでは意匠登録を受けようとする部分の形態や位置、大きさ、範囲、そ の他の部分との境界を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録 を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の 説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠であるか、全体 意匠の部分意匠であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の 「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、意匠の要旨 を変更するものである。

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含 する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

(2)「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3)「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、 当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出 すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正する補正は、 要旨を変更するものである。

71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。(上記 71.7.1.2 「意匠ごとに出願されていないものの例」参照)

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、 意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠 登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合(例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合)には、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の 意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の 意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場 合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意 匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用 されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」 を参照されたい。

71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」を参照されたい。

71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果 は認められない。

- (1) 第一国出願が物品全体の形態について意匠登録を受けようとする意匠として開示された出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠として開示されたものの一部について意匠登録を受けようとするものである場合
- (2) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録 出願である場合
- (5) 第一国出願の出願において開示されていない範囲について、我が国への意 匠登録出願の際に「意匠登録を受けようとする部分」として追加した意匠登 録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第2章 組物の意匠

72 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。 (第2項ないし第4項略)

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。) を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

72.1 組物の意匠とは

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが意匠法第8条に規定する経済産業省令で定めるものであること、及び構成物品(注)が同時に使用されるものとして適当であることの両方の要件を満たしたものを組物といい、その組物の構成物品が組物全体として統一がある場合は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

(注)

構成物品とは、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意 匠の保護除外」24.1.3.3「組物の意匠の意匠登録出願の場合」で記載したように、組物を構成す る物品をいう。

72.1.1 組物の意匠と認められる要件

意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること (→72.1.1.1)

(2)構成物品が適当であること (→72.1.1.2)

(3)組物全体として統一があること (→72.1.1.3)

72.1.1.1 願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で 定めるものであること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第8条の規

定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.2 構成物品が適当であること

構成物品は、例えば組物の構成物品の例(第13部 別添参照)において示した例のように、社会通念上同時に使用される二以上の物品でなければならない。適当な構成物品によって構成されていない場合は、組物とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体 として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条 の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

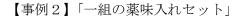
構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

- (1)構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合 (→72.1.1.3.1.1)
- (2)構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合

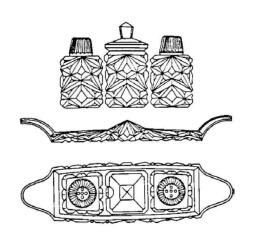
 $(\rightarrow 72.1.1.3.1.2)$

- (3) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物 全体として統一があると認められる場合 (\rightarrow 72.1.1.3.1.3)
- 72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、 同じような造形処理で表されていることによって、組 物全体として統一があると認められる場合の例
 - (1) 形状における統一があると認められる場合
 - ①構成物品全体の形状が一定の秩序、基調によって構成 されているもの

【事例1】「一組のテレビ 受像器セット」



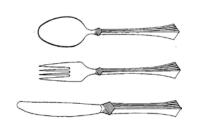


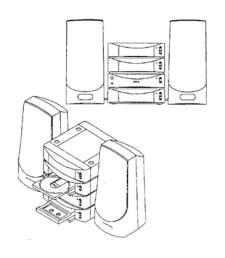


②構成物品のそれぞれに、同じような特徴を持った形状 が表されているもの

【事例1】「一組の飲食用ナイフ、 【事例2】「一組のオーディオ フォーク及びスプーンセット」

機器セット」





(2) 模様による統一があると認められる場合

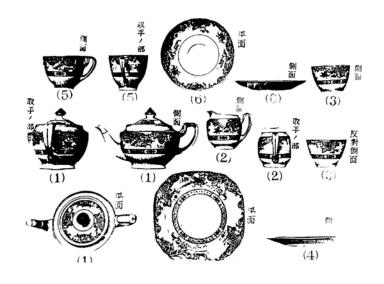
①同じモチーフによる模様が、構成物品のそれぞれに同 じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組の収納棚セット」



②同じ表現態様による模様が、構成物品のそれぞれに同じような構成をもって表されているもの

【事例】「一組のコーヒーセット」

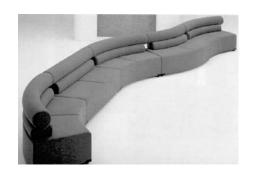


(3) 色彩による統一があると認められる場合 色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体 としての統一が実現されているとは認められないが、統 一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩に よって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を 表すことによって、組物全体として統一があると認めら れる場合の例

(1) 形状における統一があると認められる場合 構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成し ているもの

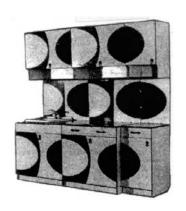
【事例1】「一組のいすセット」 【事例2】「一組のテーブルセット」

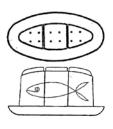




(2) 模様による統一があると認められる場合 構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった 模様となっているもの

【事例1】「一組の台所セット」 【事例2】「一組の薬味入れセット」



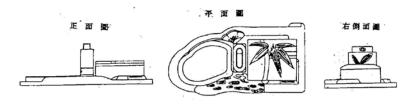


(3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体 としての統一が実現されているとは認められないが、統 一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩に よって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.3 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合の例

【事例】「一組の喫煙用具セット」



72.1.2 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条に規定する組物の意匠は、物品の部分を含まないことが意匠 法第2条に規定されている。

したがって、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は、組物の意匠と は認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

ただし、床面や卓上などに置いて使用するものであって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくても願書及び図面等の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の創作の内容を導き出すことができる場合は、底面図がなくても適切な構成物品の開示として扱う。

(注) 床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げることのないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。 (参考: 平成12年(行ケ)58号「ティーポット」事件)

 【会視医図】
 【正面図】

 【字面図】
 【左側のスピーカーの右側面図】

 【字面図】
 【左側のスピーカーの右側面図】

底面図がなくても構成物品として適当な開示と認められるものの例 【事例】一組のスピーカーボックスセット

72.1.3 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

意匠法第8条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願は、組物全体として、意匠法第3条第1項柱書(意匠法第2条も含む。)、新規性(意匠法第3条第1項)、創作非容易性(意匠法第3条第2項)、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外(意匠法第3条の2)、意匠登録を受けることができない意匠(意匠法第5条)、先願(意匠法第9条)及び関連意匠(意匠法第10条)等の各規定に該当するか否かを判断する。

なお、上記の各条文の規定の適用についての判断基準は、全体意匠の判断 基準が適用されるため、該当する各条文を参照されたい。

72.1.4 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規 定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

72.1.5 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

72.1.5.1 組物の意匠の意匠の要旨

組物の意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における 通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等か ら直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

72.1.5.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準 が適用されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補 正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2)出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

72.1.5.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる 組物の一が記載されておらず、願書に添付された図面等に、定め られた構成物品のすべての物品に係る意匠が記載されていると きに、願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の 一に訂正する補正は、要旨を変更するものである。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組(一揃え)の〇〇セット(ユニット)」、「一組(一揃え)の〇〇」、「〇〇セット(ユニット)」などのような記載であって、意匠法第8条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができた組物の一に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 別表第一に掲げる物品の区分に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定められた構成物品に係る一の意匠しか記載されていないときあるいは不適切なその他の物品に係る一の意匠しか記載されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品が属する別表第一の下段に掲げられた物品の区分又はそれと同程

度の区分による物品の区分に訂正する補正は、要旨を変更するも のではない。

72.1.5.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

(1)組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる 組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、定めら れた構成物品のすべての物品に係る意匠と、不適切なその他の物 品に係る意匠が記載されているときに、この意匠登録出願を一の 組物の意匠の意匠登録出願と一以上の意匠登録出願に分割する 際に、もとの意匠登録出願について、不適切なその他の物品に係 る意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更 するものではない。

(2)構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは 削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面 等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範 囲を超えるものであり、要旨を変更するものである。

(3)組み合わされた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品ごとの図面を補充する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に 判断しても、当然に導き出すことができない構成物品ごとの形態 を表した図面を願書に添付した図面等に補充する補正は、要旨を 変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に 判断して、構成物品の形態を当然に導き出すことができるときに、 構成物品ごとの形態を表した図面を願書に添付した図面等に補 充する補正は、要旨を変更するものではない。

72.1.6 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

72.1.6.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品により構成される意匠が、意匠法第8条に規定する要件 を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるもの であることから、構成物品ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願 とした場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

72.1.6.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第8条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

72.1.7 パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品が我が 国の組物と同様に一出願として出願されている場合にのみ、パリ条約による優 先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、 第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第4章 画像を含む意匠

74 関連条文

意匠法

- 第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、 模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
- 2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。(第3項及び第4項略)

意匠法施行規則

様式第2「備考]

- 39 (第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照)
- 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6[備考]

- 8 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 9 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 10 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図(意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。)において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を顧書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 (第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照)
- 22 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第7[備考]

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から24までと同様とする。

74.1 意匠を構成する画像

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠法の保護対象となる意匠を構成するためには、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分 の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

また、上記(1)又は(2)の条件に該当するためには、物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であることを要する。

(具体的な要件については、74.4.1.1.1 「画像が意匠を構成するものであること」参照)

74.1.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、及び、意匠法第2条第2項において規定する画像(物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)のいずれにも該当しない。

一方、電子計算機は、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品(付加機能を有する電子計算機)を構成することができる。この場合、当該物品に記録された画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当し得るものとして取り扱う。

(具体的な取扱いについては、74.4.1.1.1.3 「電子計算機に関する画像」参照)

74.2 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面

74.2.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1)「意匠に係る物品」の欄の記載

画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(「○○用画像」や「○○用インターフェイス」は意匠に係る物品に該当しない。)

願書の「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示される

ものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品は当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「ビデオディスクプレイヤー」と記載されていなければならない(本章 74.7.1.1「物品の区分によらない願書の『意匠に係る物品』の欄の記載の例」参照)。

- ① 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合 には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「○○機能付き電子計算機」と記載され ていなければならない。この場合の「○○機能」は、その画像に係る機能であって、 電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物 品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能と する。
- ② 付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例
 - (a) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、 「経路誘導機能付き電子計算機」
 - (b) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、 「通話機能付き電子計算機」
 - (c) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、 「カメラ機能付き電子計算機」
 - (d) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、 「歩数計機能付き電子計算機」
 - (e) 付加機能により「マルチメディアプレーヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
 - (f) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」
 - (g) 物品の区分と同程度の付加機能(上記(a)~(f)参照)を同時に複数有する 電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するた めのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能 付き電子計算機」
- (2)「意匠の説明」の欄の記載

変化する画像について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合は、意匠法施行規則様式 第6備考11の規定に基づき、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願 書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

(3)「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

① 意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、画像を含む意匠の意匠登録出願にも 適用される。

したがって、画像を含む意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

② 画像が意匠法第2条第1項の規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又は これらの結合と認められるものである場合、図面の記載のみでは当該画像が物品 のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか又は画像の用 途、機能が明らかでないときは、これらについての説明を記載する。

意匠法第2条第2項に規定する画像の場合、当該画像が、その物品のどのような機能を発揮できる状態にするために行われる操作に係るものか、また、操作方法について説明を記載する。(意匠法施行規則様式第2備考40)

- ③ 意匠法第2条第2項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など)を記載して構わない。)
- (4) 画像を含む意匠の意匠登録出願における図面等の記載

①図面

画像を含む意匠の意匠に係る物品の形態について、全体意匠の場合は物品全体の形態、部分意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形態、「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかなものでなければならない。

また、画像は織物地のような平面的なものとは認められず、画像を【表面図】 及び【裏面図】をもって一組の図面とすることはできない。

②他の表示機器に表示される画像の図

意匠法第2条第2項に規定する画像について、その物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像を表す図は、【画像図】として記載する。

【画像図】の輪郭は、当該物品と一体として用いられる表示機器の表示部の外 周縁とする。また、【画像図】として画像を表すことができるのは、意匠法第2 条第2項に規定する画像であって、意匠に係る物品が画像を他の表示機器に表示 して当該物品の操作を行うものである場合に限られる。

③図の省略

以下の(i)から(iv)のいずれかに該当する場合には、図の省略が認められる。

(i) 意匠法施行規則様式第6備考8に規定される、同一又は対称である図の省略

- (ii) 意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略
- (iii) 意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一部又は全ての図の省略

意匠に係る物品と一体として用いられる物品(表示機器)に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、意匠に係る物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。すなわち、【画像図】のみによる意匠登録出願が認められる。

(iv) 意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲が特定できる場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが現れる図の省略

④参考図

【意匠に係る物品の説明】の欄等、願書の記載だけでは意匠を十分に表現することができないときは、画像中の各部の用途及び機能や操作方法を説明する参考図を添付する。

その他、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.2.2「部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載」を参照されたい。

74.3 画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際に、その基礎となる資料とはしない。(全体意匠については第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照、部分意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 意匠に係る物品

当該画像を含む意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、当該意匠に係る物品が有する用途及び機能を認定する。

(2)「画像」の用途及び機能

「画像」の用途及び機能は、前記認定した画像を含む意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3)「画像を含む意匠」の形態

「画像を含む意匠」の形態は、一組の図面及び断面図、斜視図、画像図等その他必要な図に基づいて認定する。

74.4 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠登録出願の意匠に含まれる画像が、意匠を構成するためには、以下の(1) 又は(2)のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- (2) 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

74.4.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、以下の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業

上利用することができる意匠」21.1.1.1 「物品と認められるものであること」参照)

- (2) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために 必要な表示を行う画像であること
- (3) 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する意匠 を構成するためには、当該画像が、その物品の機能を果たすために必要な 表示を行う画像でなければならない。

物品の「機能」とは、当該物品(別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す)から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」である(【事例1】)。複数の機能を物品自体が備え持つ物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えばストップウォッチ機能付きの「腕時計本体」であれば、時刻表示機能、時間計測表示機能が物品の「機能」といえる(【事例2】)。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる(【事例3】)。

物品の機能については、例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等、機能と密接に関連した付随機能が存在するが、このような付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする(【事例4】)。

(注)複数の機能を有する物品の取扱い

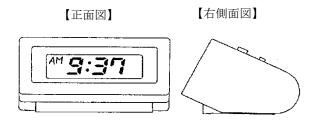
当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

【事例1】

【意匠に係る物品】置き時計

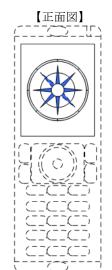
【事例2】

【意匠に係る物品】腕時計本体





【事例3】 【意匠に係る物品】携帯電話機

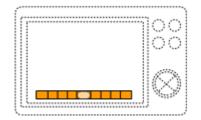


【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。 正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を 表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回 転する。

【事例4】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ 【正面図】



撮影支援情報表示(水準器表示)

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準 器機能を有するデジタルカメラである。 正面図中の表示部に表された図形は、撮 影時に水平状態を確認するための水準器 表示である。

74.4.1.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

意匠法第2条第1項において規定する意匠は、「物品(中略)の形状、 模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表 示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある(当該物品 が有する機能に係るアップデートの画像を含む)。したがって、テレビ番 組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示 したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接 続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構 成する画像とは認められない。

74.4.1.1.1.2 意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
- (3) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること
- (4) その物品に記録された画像であること

74.4.1.1.1.2.1 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること

物品の「機能」とは、当該物品(別表第一による物品の区分、又はそれと同程度の区分による物品の区分を指す)から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。複数の機能を備え持つ物品は、それぞれの機能がその物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態(例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等)であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態(例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等)を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。(ただし、当該画像が、当該物品の有する機能を果たすために必要な表示を行うものであって、当該物品に記録された画像の場合には、意匠法第2条第1項に該当する画像として保護対象となり得る

(74.4.1.1.1.1 「物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること」参照)。)

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、 そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められ るものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。

(注) 複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像が物品のどの機能を発揮できる状態にするための操作の用に供 されるものなのか、直接導き出すことができないような複数の機能を有す る物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示され る画像であること

意匠法第2条第2項に規定する画像と認められるためには、意匠登録 出願の意匠に係る物品(当該物品)の表示部に表示される画像か、当該物 品と一体として用いられる物品に表示される画像であることを要する。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像とは、当該物品の使用上の便宜の観点から、当該物品ではなく、当該物品の使用の際に同時に用いられる表示機器に表示される画像を指す。

例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作 画像や、データ表示機に表示される付加機能を有する電子計算機の操作画 像などが、当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に該当 する。一方、ネットワークコンピューティングにより他の電子計算機上で 用いられる画像の場合、電子計算機は情報処理を本来的機能とする物品で あり表示機器に表示される画像とはいえないため、このような画像は、当 該物品と一体として用いられる物品に表示される画像には該当しない。

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠 登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す 画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示さ れるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器であ る旨の説明を記載する。(「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体 的な物品名(例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリー ン、など)を記載して構わない。)

【事例1】

当該物品に表示される画像 「携帯電話機」



(物品自体が有する表示部に表示される画像の例)

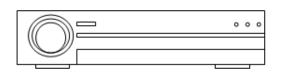
※表示部に表示された画像は通話機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる 状態にするために行われる操作の用に供されることが前提となる。

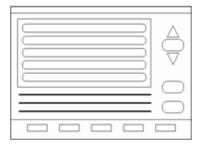
【事例2】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

「磁気ディスクレコーダー」





(当該物品と一体として用いられる物品(例、テレビモニター)に表示される画像の例) ※録画予約機能等、意匠に係る物品の機能を発揮できる状態にするために行われる 操作の用に供される画像であることが前提となる。

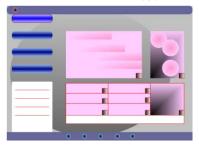
部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

74.4.1.1.1.2.3 その物品に記録された画像であること

意匠法第2条第1項に規定する意匠は、「物品(中略)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」であることから、物品の表示部に表示される画像は、その物品に記録された画像である必要がある(当該物品が有する機能に係るアップデートの画像を含む)。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、意匠を構成する画像とは認められない。

【物品に記録された画像と認められない事例】

(ウェブサイトの画像)



74.4.1.1.1.3 電子計算機に関する画像

74.4.1.1.3.1 電子計算機の画像

電子計算機が本来的に有する機能は情報処理機能のみであるため、意匠に係る物品を「電子計算機」とする意匠の場合、任意のソフトウェア等により表示される画像は、情報処理を既に実行している画像であって、物品(電子計算機)の情報処理機能を果たすために必要な表示ではないことから、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当しない。

また、ソフトウェアにより表示される画像は、物品(電子計算機)の情報 処理機能を既に発揮している状態の画像に該当するため、意匠法第2条第2 項に規定する画像にも該当しない。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS (入出力のための基本システム)の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像 (例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等) については、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当する。

74.4.1.1.3.2 付加機能を有する電子計算機の画像

電子計算機は、それ単体では情報処理機能しか有さないものの、ソフトウェアと一体化することにより、具体的な機能を有する新たな物品を構成し得る。この電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要さずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付ける。

付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当する。

また、当該付加機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像である場合には、意匠法第2条第2項に規定する、物品の操作の用に供される画像に該当する。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例1】 「歩数計機能付き電子計算機」



歩数計測データを表示する画像

※説明の都合上、願書の記載事項 及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例2】 「はがき作成機能付き電子計算機」

【画像図】



アドレス帳からデータを入力 し、宛名入力機能を発揮させる ための画像

※説明の都合上、願書の記載事項 及びその他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成すると判断する事例3】 「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」

【正面図】



(切削加工内容の設定を行うための 画像)

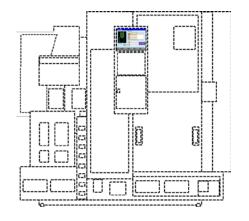
※説明の都合上、願書の記載事項及び その他の図は省略した。

【付加機能を有する電子計算機の意匠を構成しないと判断する事例】

「マシニングセンタ」は、切削加工を用途及び機能とする物品であって、 当該切削加工の実現のために電子計算機以外のハードウェアを必須の構成 要素とする物品であることから、下図に示す意匠のような場合、意匠に係る 物品を「マシニングセンタ機能付き電子計算機」や「マシニングセンタ制御 機能付き電子計算機」として意匠登録を受けることはできない。このような 意匠の場合、意匠に係る物品は「マシニングセンタ」となる。

【正面図】

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】





(切削加工内容の設定を行うための 画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及び その他の図は省略した。

【意匠に係る物品】

- ×「マシニングセンタ機能付き電子計算機」
- ×「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
- ○「マシニングセンタ」

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

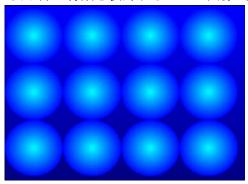
以下の画像は、意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の 規定により意匠登録を受けることができない。

(1) 装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を 行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作の用に供さ れる画像とは認められないため、意匠を構成しない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像(いわゆる壁紙)

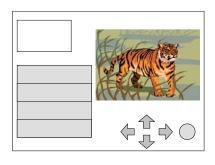


(2)映画等(いわゆるコンテンツ)を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品に記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とも認められない。

意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ(又はコンテンツと疑われるもの)が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、第3条第1項柱書の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

【意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例】



【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】(略)画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮できる状態にするための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。(以下略)

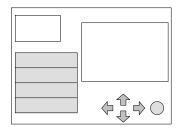
【画像図】

※その他の必要な図等は省略。

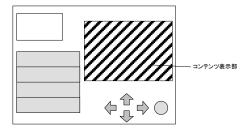
意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている 意匠出願に対しては、審査官は第3条第1項柱書で拒絶理由を通知する。

(参考) コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例 【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】(略)参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。 (以下略)



【画像図】



【参考画像図】 ※その他の必要な図等は省略。

(3)汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品に記録された画像ではないため、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

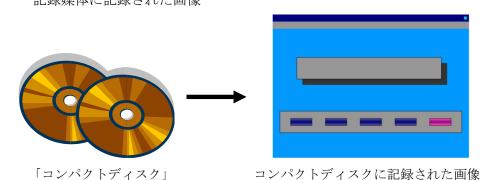
意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であって当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となるが、その場合、意匠に係る物品

は表示器ではなく当該物品となる。したがって、汎用の表示器の表示部に表示 された操作画像は、表示器の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供 される画像である場合を除き、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発 揮できる状態にするための操作の用に供される画像とは認められない。

(4) 記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部を持たないため、記録媒体に記録された画像は、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。また、記録媒体という物品(例えば、コンパクトディスク等)は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】 記録媒体に記録された画像



(5) ゲーム機に表示された画像

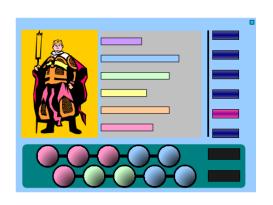
物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像(ゲーム機にプリインストールされたものも含む)、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、物品に記録されたものについては、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められる。

また、ゲームの画像は物品から独立したコンテンツであることから、意匠 法第2条第2項に規定する画像にも該当しない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は、意匠法第2条第2項に規定する物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像と認められる。

【意匠を構成するものと認められない事例】 ゲームの画像



74.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が画像を含む意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、画像を含む意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められる ためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願 書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以 下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ① 画像を含む意匠の意匠に係る物品
- ② 「画像」の用途及び機能
- ③ 部分意匠として「画像」の意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲

ただし、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像」を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であって、画像を意匠登録を受けようとする部分にするときは、当該物品と一体として用いられる物品に対する意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は評価しない。

④ 「画像を含む意匠」の形態

願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性について、全体意 匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することがで きる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」、部分意匠に関して は第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具 体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① 意匠に係る物品又は「画像」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ② 「画像」全体の形態が表されていない場合
- ③ 意匠に係る物品全体の形態が表されていない場合
- ④ 「画像」を含む、意匠に係る物品の形態に、願書の「意匠に係る物品」の 欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含 まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合(部分意 匠の場合)
- ⑤「画像」が物品の表示部に表示されるものか、当該物品と一体として用いられる物品の表示部に表示されるものか明らかでない場合
- ⑥「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の熊様が明らかでない場合

74.4.1.3 工業上利用することができるものであること

画像を含む意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなく てはならない。

74.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該画像を含む意匠が公知の 意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当す るか否かを判断することにより行う。

74.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

画像を含む意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則として、意匠登録出願された画像を含む意匠の全体の形態が対比可能な程度に十分表されていれば新規性判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機に インストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する 電子計算機の画像の意匠として取扱う。

その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を、部分意匠に関しては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4「部分意匠に関する意匠登録の要件」71.4.2「新規性」71.4.2.1「意匠法第3条第1項第1号及び第2号」71.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号」を参照されたい。

74.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断

画像を含む意匠の場合、対比する両意匠が次の①~③の全てに該当する場合に両意匠は類似する。

- ① 対比する両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 対比する両意匠の画像の用途と機能が同一又は類似であること
- ③ 対比する両意匠の形態が同一又は類似であること

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、画像を含む意匠についても、意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

また、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものであり、画像を含む意匠が類似するためには、対比する両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似でなければならない。

その他、画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。

なお、複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.4.2.2.1.1 対比する両意匠の意匠に係る物品に関する類否判断

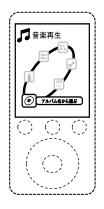
画像は、物品がその内部に電子的に有する機能を視覚的に具現化するものであり、当該物品の機能を実現させるためのものであるため、画像を含む意匠の場合には、意匠に係る物品の用途及び機能の類否に加え、そこに内包される当該画像の用途及び機能についても類否の判断を行う。

一般に、意匠に係る物品の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品の形態上の特徴として現れないなど、意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品は類似すると判断する。一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品は類似しないと判断する。

例えば、付加機能を有する電子計算機の意匠の場合には、相互に付加機能が類似する場合に意匠に係る物品が類似し、また、付加機能を有する電子計算機以外の他の物品との関係においても、それ単体で当該他の物品と類似の用途及び機能を実現できるものである場合には、意匠に係る物品が類似すると判断する。一方、他の物品と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

【物品が類似する例1】

公然知られた意匠



「音楽再生機」 (選曲方法を選択するための画像)

出願の意匠



「音楽再生機能付き電子計算機」 (選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似する例2】

公然知られた意匠



「携帯情報端末機」 (この物品は、音楽再生機能、スケ ジュール管理機能、カメラ機能を有し ており、そのうち、音楽再生機能の選 曲方法を選択するための画像)

出願の意匠

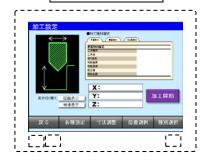


「音楽再生機能付き電子計算機」 (選曲方法を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

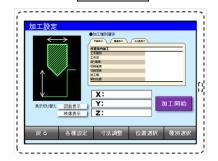
【物品が類似する例3】

公然知られた意匠



「マシニングセンタ制御機」 (切削加工内容の設定を行うための画像)

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き 電子計算機」

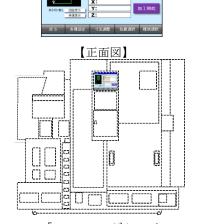
(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【物品が類似しない例】

公然知られた意匠

【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



「マシニングセンタ」

出願の意匠



「マシニングセンタ制御機能付き

電子計算機」

(切削加工内容の設定を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(切削加工内容の設定を行うための画像)

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機(例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機)が、他の物品(例、マシニングセンタ)と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア(例、切削加工のための機構)を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

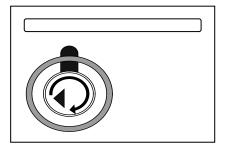
※ なお、この出願の意匠の場合、創作非容易性の要件に基づく拒絶の対象となる。

74.4.2.2.1.2 類似する意匠と認められるものの例

下記の事例については意匠が類似するものと認められる。

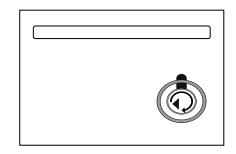
【事例1】

公然知られた意匠 【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」

出願の意匠 【画像図】



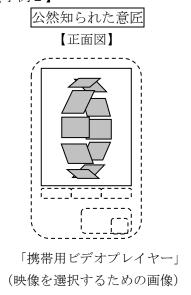
「デジタルビデオディスクレコーダー」

(映像編集機能を発揮できる状態に するための操作の用に供される画像)

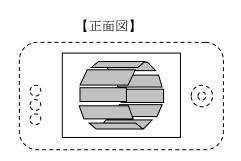
(映像編集機能を発揮できる状態に するための操作の用に供される画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】



出願の意匠



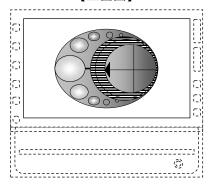
「携帯用ビデオプレイヤー」 (映像を選択するための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

公然知られた意匠

【正面図】

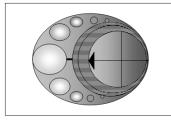


「車載用経路誘導機」 (物品自体の表示部に表示される 画像)

※意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲に特段の特徴が認められない

出願の意匠

【画像図】



【正面図】

「車載用経路誘導機」 (当該物品と一体として用いられ る物品に表示される画像)

※意匠登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲の評価をしない

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

当該物品の表示部に表示される画像に係る意匠と当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像に係る意匠は類似することがある。

ただし、画像の形態が共通していても両者は全体に対する意匠登録を受けようとする部分の位置・範囲が異なり、類否判断に与える影響が大きいと考えられる場合は、両者は非類似と判断される。

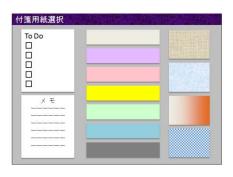
【事例4】

公然知られた意匠

出願の意匠

【画像図】





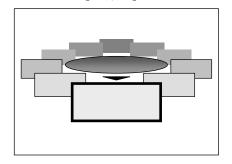
「付箋作成機能付き電子計算機」 (付箋用紙の選択を行うための画像) 「付箋作成機能付き電子計算機」 (付箋用紙の選択を行うための画像)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

刊行物等の公知資料中に表された画像については、それが電子計算機にインストールされたソフトウェアの画像と認められる場合は、付加機能を有する電子計算機の画像の意匠として取扱う。

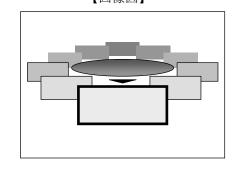
【事例5】

公然知られた意匠 【画像図】



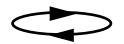
(各種設定の選択を行うための画像)

出願の意匠 【画像図】



「デジタルビデオディスクレコーダー」 「デジタルビデオディスクレコーダー」 (各種設定の選択を行うための画像)

※操作によって変化する画像

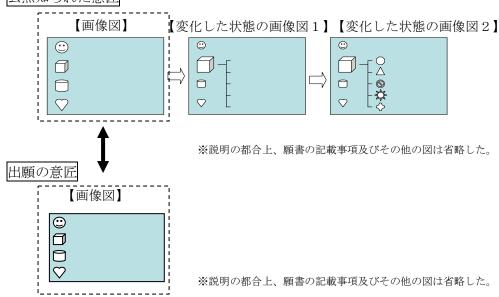


中央の長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部 が時計回りに回転する変化をする画像

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例6】

公然知られた意匠



公然知られた意匠が複数の画像からなる変化する画像であった 場合、出願意匠との類否判断は、公然知られた意匠を構成する複数 の画像の中の一部の画像との間で行う。

74.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、画像を含む意匠(意匠 法第2条第1項及び第2項により認められるもの全て。)の構成態様において、 それらの基礎となる構成要素や具体的態様が本願出願前に公然知られ、又は広 く知られており、それらの構成要素を、ほとんどそのまま、又は当該分野にお いてよく見られる改変を加えた程度で、当該分野においてありふれた手法であ る単なる組合せ、若しくは、構成要素の全部又は一部の単なる置換えなどがさ れたにすぎないものであるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」を参照されたい。

74.4.3.1 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、本願意匠の意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界の意匠に関する通常の知識に加え、本願意匠と意匠に係る物品の異同を問わない画像に係る意匠(画像部分の用途及び機能、並びに、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)に関しても、通常の知識を有する者をいう。

74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例

- (1) 画像を含む意匠の分野においてよく見られる改変の例 形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、
- (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の 設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩 の単純な付加
- (c) (a) 及び(b) のよく見られる改変の単なる組合せ
- (2) 画像を含む意匠の分野においてありふれた手法の例
 - (a) 置換
 - (b) 寄せ集め
 - (c) 配置の変更
 - (d) 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減
 - (e) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
 - (f) フレーム分割熊様の変更
 - (g) まとまりある区画要素の削除
 - (h) 既存の変化熊様の付加
 - (i) (a) 乃至(h) のありふれた手法の単なる組合せ

74.4.3.3 変化する画像について

変化する画像についての意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様について当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の①、②の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

①変化の前後を示す各画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるが、変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化ではない場合

②変化の態様は当業者にとってありふれた手法に基づく変化であるが、変化の前後を示す各画像は当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作することができたものでない場合

74.4.3.4 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について

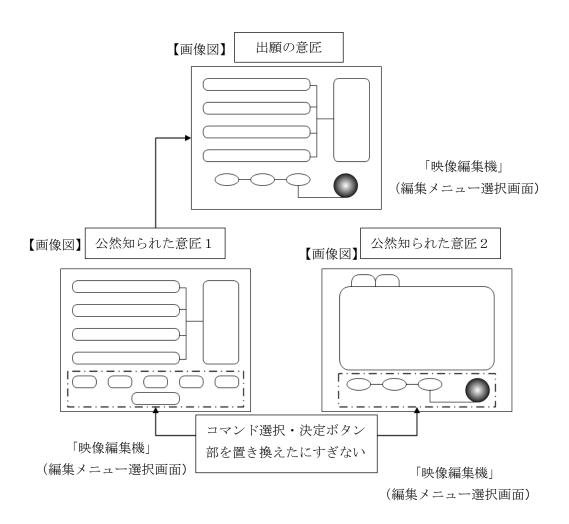
意匠法第3条第2項の規定の適用について判断を行うに際して、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、当該判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合には、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

74.4.3.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

① 置換による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、他の画像の一部によりほとんどそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

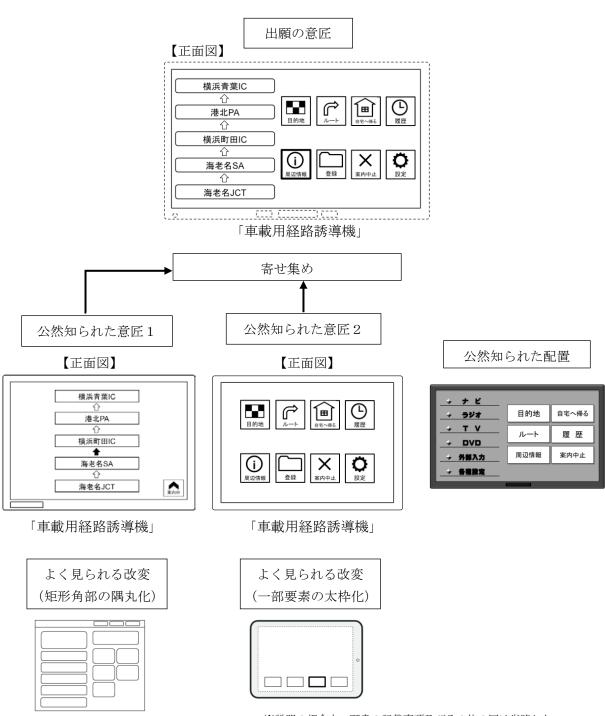


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

② 寄せ集めによる意匠

【事例】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない意匠

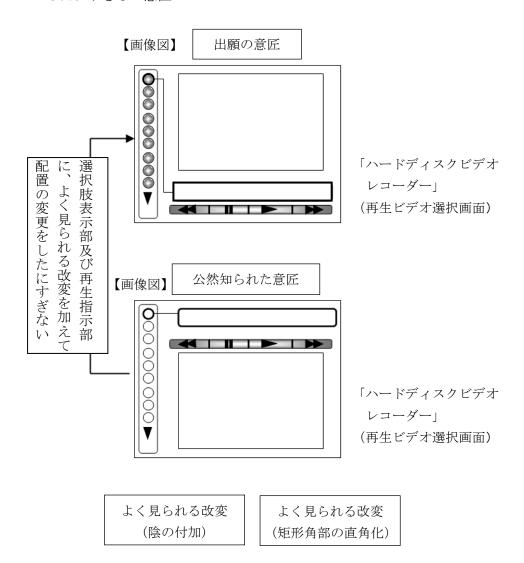


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

③ 配置の変更による意匠

【事例】

公然知られた画像の一部を、よく見られる改変を加えて、配置を変更して表 したにすぎない意匠

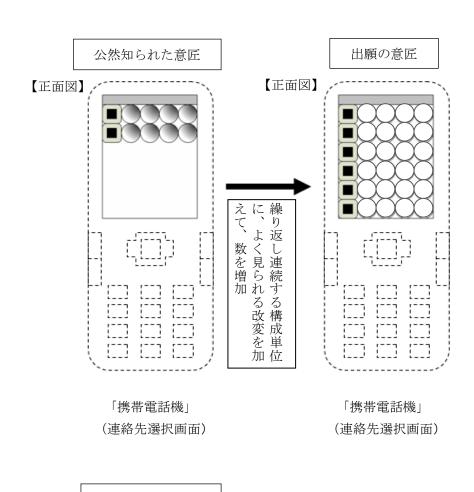


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

④ 構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠

【事例】

公然知られた画像の繰り返し連続する構成単位に、よく見られる改変を加えて、数を増加させて表したにすぎない意匠



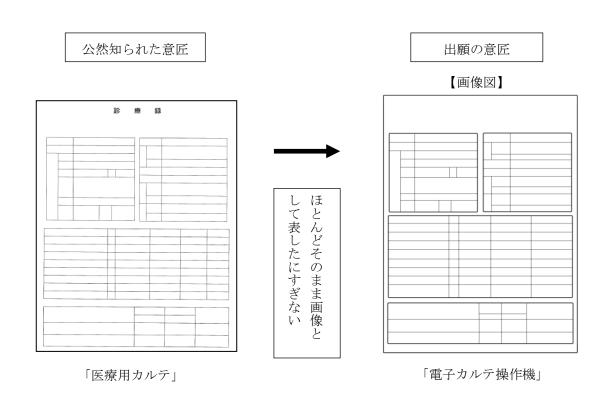
よく見られる改変 (陰の削除)

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

⑤ 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用による意匠

【事例1】

公然知られた物品の外観を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない 意匠

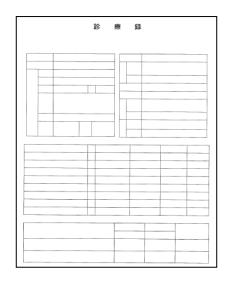


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】

公然知られた物品の外観を、よく見られる改変を加えて、画像として表したに すぎない意匠

公然知られた意匠



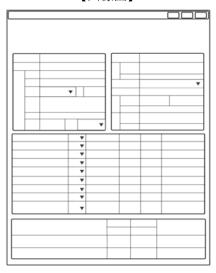
「医療用カルテ」

よく見られるプルダウン メニュー



出願の意匠

【画像図】



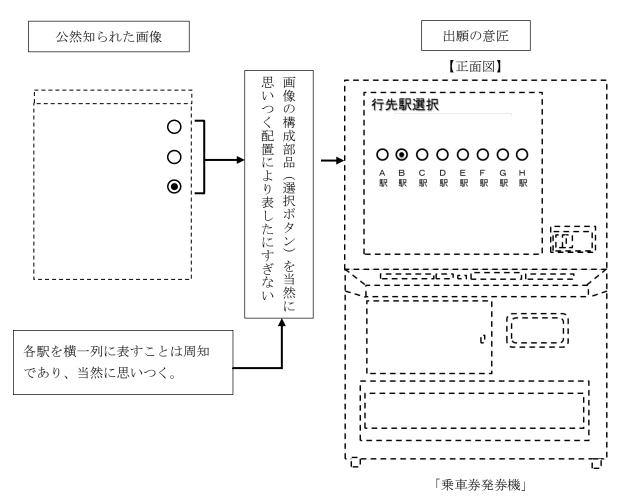
「電子カルテ操作機」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその 他の図は省略した。

表したにすぎないよく見られる改変を加えて

【事例3】

公然知られた画像の構成要素(画像の構成部品)を、ほとんどそのまま、当然に思いつく配置により表したにすぎない意匠(1)



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

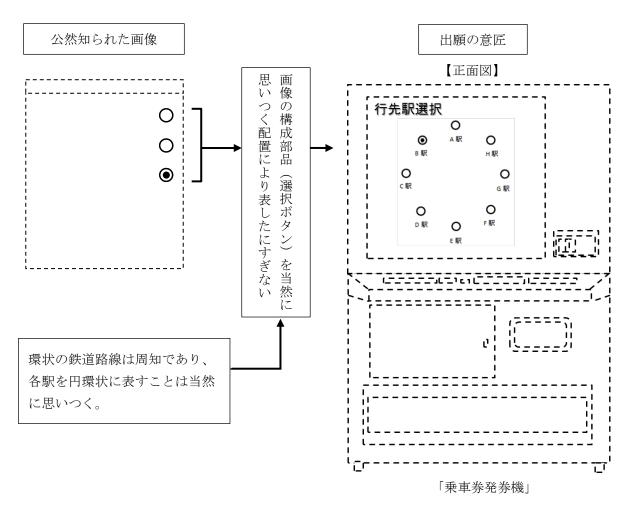
チェックボックス □ ラジオボタン ○ スクロールバー □

【参考】画像の構成部品の例

スライダー ----

【事例4】

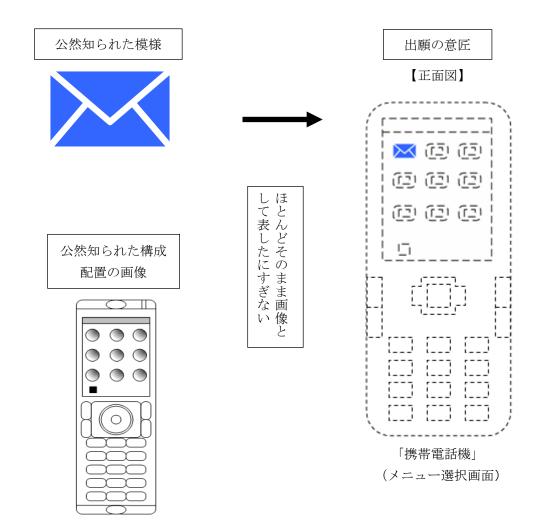
公然知られた画像の構成要素(画像の構成部品)を、ほとんどそのまま、当然 に思いつく配置により表したにすぎない意匠(2)



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例5】

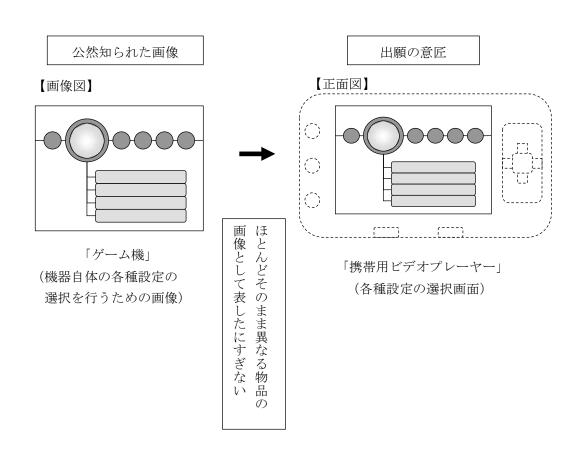
公然知られた模様を、ほとんどそのまま、画像として表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例6】

公然知られた画像を、ほとんどそのまま、異なる物品の画像として表したにす ぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例7】

公然知られた画像を、よく見られる改変を加えて、異なる物品の画像として表 したにすぎない意匠

出願の意匠 【正面図】 3 1 2 6 5 4 7 8 9 モード 0 切替 clear enter Enter

※説明の都合上、願書の記載事項 及びその他の図は省略した。

「携帯情報端末機」 (電話番号入力用画面)

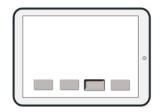
> よく見られる改変を加えて 表したにすぎない

公然知られた意匠



「入退出管理機」 (パスワード入力用画面) よく見られる改変 (色彩の単純付加)

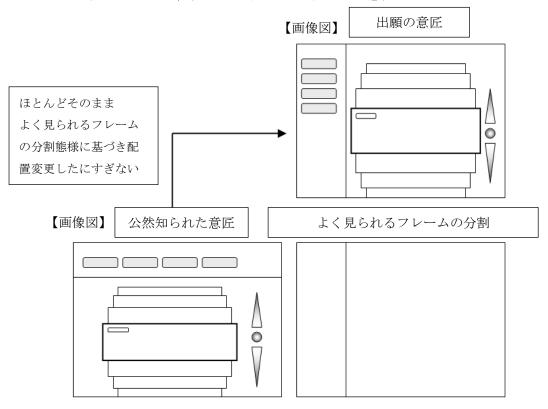
よく見られる改変 (陰の付加)



⑥ フレーム分割態様の変更による意匠

【事例】

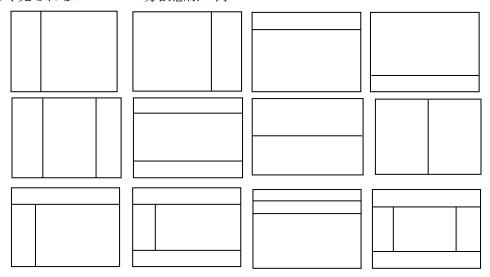
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、よく見られるフレームの分割 態様に基づき配置変更して表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【参考】

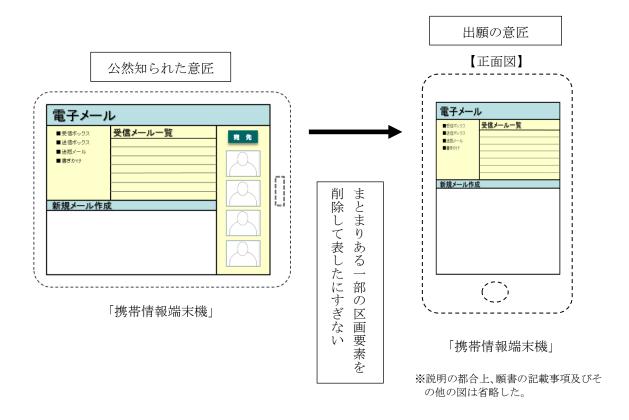
よく見られるフレームの分割態様の例



⑦ まとまりある区画要素の削除による意匠

【事例】

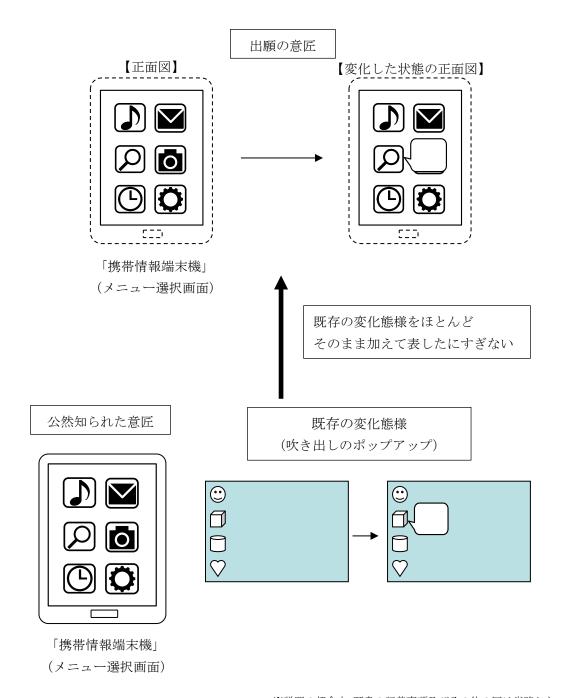
公然知られた画像を、ほとんどそのまま、まとまりある一部の区画要素を削除 して表したにすぎない意匠



⑧ 既存の変化態様の付加による意匠

【事例1】

公然知られた画像に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて表したにすぎない意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

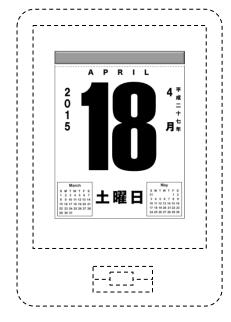
【事例2】

公然知られた物品の外観に、既存の変化態様をほとんどそのまま加えて、画像 として表したにすぎない意匠

出願の意匠

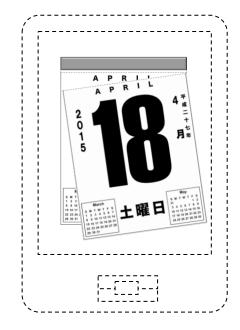
【正面図】

【変化した状態の正面図】



「携帯情報端末機」 (カレンダー表示画面)

※説明の都合上、願書の記載事項及び その他の図は省略した。



既存の変化態様をほとんどそのまま 加えて画像として表したにすぎない

公然知られた意匠



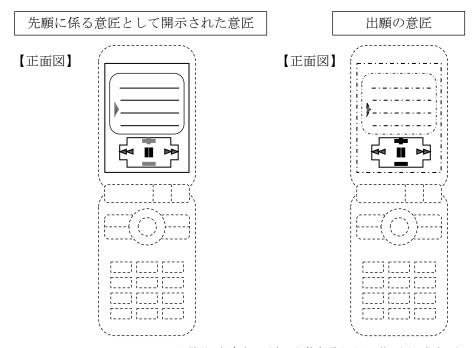
「日めくりカレンダー」

なお、変化前の画像が当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは 色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができた ものであっても、変化の態様が当業者にとってありふれた手法に基づく変化では ない場合には、出願意匠は容易に創作できたものとは認められず、意匠法第3条 第2項の規定には該当しない。

74.4.4 画像を含む先願意匠の一部と同一又は類似の画像を含む後願意匠

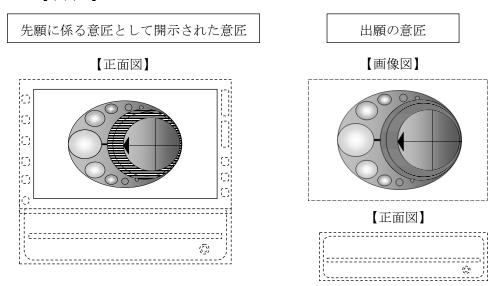
判断基準については、全体意匠に関しては第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.4.1「先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断」を参照されたい。

【意匠法第3条の2が適用される事例】 【事例1】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

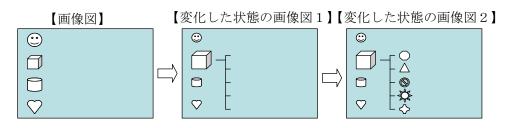
【事例2】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例3】

先願に係る意匠として開示された意匠



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

出願の意匠 【画像図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.5 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠に関しては、第3部「新規性の喪失の例外」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

74.6 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第5条第2号の要件を満たさないものと認められる。

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

74.7 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

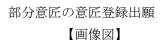
- (1) 画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」 の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの (例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」)の記載があるときは、 別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品 の区分とは認められない。
- (2) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が以下に該当するものは、 別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品 の区分とは認められない。
 - (a) 付加機能として総括的な機能を記載したもの (例、「事務処理機能付き電子計算機」)
 - (b) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの

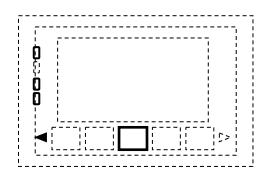
- (例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」)
- (c) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの
 - (例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」)

74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

- (1) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りでない。
- (2) 一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理 的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれて いるものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】





※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

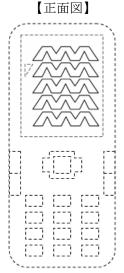
以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

①形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

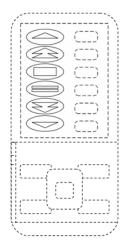
②機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.7.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの 意匠には原則一つの画像が表れる。このため、一つの出願に複数の画像が 表されている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意 匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないもので ある。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像(以下、「物品の同一機能のための画像」という。)であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠として、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合(いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。)、それら複数の画像のうち、物品の同一機能のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱い得る。

74.7.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの

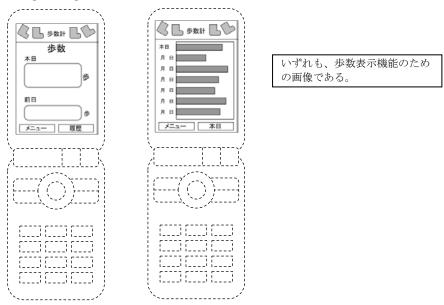
複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が物品の同一機能のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とが形態的な関連性がある画像であると認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

74.7.1.4.1 物品の同一機能のための画像

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像である又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像であると認められなければならない。

【複数の画像が一意匠と認められる例1】

【正面図】 【変化した状態を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

(注)本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、 形態的な関連性が認められるものである。

物品が有する一の機能を発揮できる状態にするために複数の連続する入力指示(選択指示)を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示(選択指示)と対応して連続的に変化する一連の画像は、物品の同一機能のための画像と認められる。

例えば、銀行のATMにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、物品の同一機能のための画像と認められる。

【複数の画像が一意匠と認められる例2】

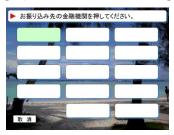
【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図1】



【変化後を示す表示部拡大図2】



【変化後を示す表示部拡大図3】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】現金自動支払機

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部に表された画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形態的な関連性が認められるものである。

74.7.1.4.2 形態的な関連性が認められるものであること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形等の共通性による形態的な関連性が認められなければならない。

三以上の画像を含む意匠の場合は、形態的関連性の有無の判断は、 直前直後の画像について行う。

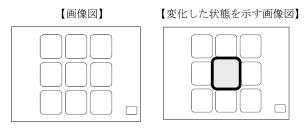
画像の一部について意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録 出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前 後の画像に、図形等の共通性による形態的関連性が認められなければ ならない。

74.7.1.4.2.1 形態的な関連性が認められる代表例

(a) 図形等の移動等

図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的 に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例3】

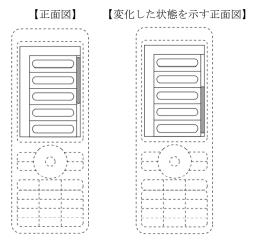


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】入退室管理器

【意匠の説明】(略)変化した状態を示す画像図は、指定した アイコンの形状が変化した状態を示すものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例4】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

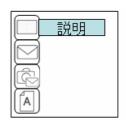
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例5】

【表示部拡大図】







※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

【複数の画像が一意匠として認められる例6】

【表示部拡大図】

【変化後を示す表示部拡大図】





※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】音楽再生機付き携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

(b) 同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減(現出、消失)するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例7】

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】音楽再生機

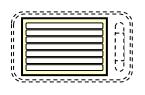
【意匠に係る物品の説明】(略)表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡 大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの 操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示す る。

(c)画像内のレイアウト変更

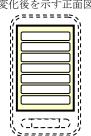
機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。 図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更 するもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例8】

【正面図】



【変化後を示す正面図】

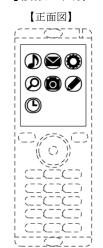


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図に表された画像は、本物品の有す る複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本 物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のよ うに、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

【複数の画像が一意匠として認められる例9】







※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図に表された画像は、本物品の有す る複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。各 アイコンの配置は、変化後を示す正面図のように変更することができ る。

(d) 画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新 たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形態が異なるも のの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化す ると認められるもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例10】







【表示部拡大図4】



【表示部拡大図5】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部に表された画像は、本物品の有す る複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表 示部拡大図5に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生 するアルバムを選択する操作を行う。表示部拡大図2から表示部拡大 図5は、表示部に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコ ンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右 下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

(e) 共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連 続的に使用されているもの。

【複数の画像が一意匠として認められる例11】

【表示部拡大図】

【表示部拡大図2】



【表示部拡大図3】



【表示部拡大図4】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

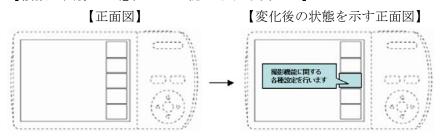
【意匠に係る物品の説明】(略)表示部に表された画像は、本物品の有す る複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。表 示部画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための 画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。表示部拡大 図4は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である。

音符のモチーフが共通し、形態的関連性が認められる。操作画像から、物品 の有する機能を果たすために必要な表示画像への変化も一意匠と認められ

(f) 追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。(例え ば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコ ン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。)

【複数の画像が一意匠として認められる例12】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

74.7.1.5 複数の画像が一意匠として認められないもの

物品の異なる機能のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第7条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

74.7.1.5.1 物品の異なる機能のための複数の画像

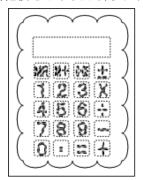
物品の異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例1】

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

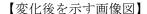
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

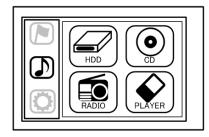
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)表示部に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

【異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例2】

【画像図】







変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

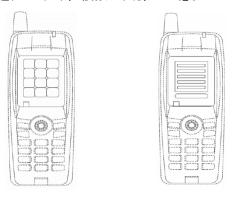
【意匠に係る物品】経路誘導表示機

【意匠に係る物品の説明】(略)画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

74.7.1.5.2 形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後の画像の図形等に共通性がない(又は共通性が極めて小さい)場合等、変化の前後の画像の形態にまとまりがない場合には、形態的関連性が認められず、一意匠とは認められない。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例1】



【正面図】

【変化後を示す正面図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図及び変化後を示す正面図に表された 画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の 右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように リスト表示に切り替わる。

※変化後を示す正面図は、参考図として残すことも認められる。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例2】

【表示部部分拡大図】



【変化した状態の表示部部分拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形態的関連性が認められない。

【意匠に係る物品】複写機

【意匠に係る物品の説明】(略)正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

74.8 画像を含む組物の意匠

画像を含む組物の意匠は、全体意匠として出願された場合のみ保護対象となる。 判断基準については、全体意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第2章 「組物の意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部 分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」を参照されたい。

74.9 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第6部「先願」及び第7部「個別の 意匠登録出願」第3章「関連意匠」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登 録出願」第1章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9 条及び第10条の規定」を参照されたい。

なお、静止画像と変化する画像との類否判断及び変化する画像同士の類否判断は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う。

74.10 画像を含む意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.10「部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更」を参照されたい。

74.11 画像を含む意匠に関する分割

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

74.12 特許出願又は実用新案登録出願から画像を含む意匠登録出願への出願の変更

判断基準については、全体意匠に関しては第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.12「特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への出願の変更」を参照されたい。

74.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う画像を含む意匠の意匠登録出願

判断基準については、全体意匠に関しては第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」を参照されたい。

第13部 その他

第1章 特徴記載書

131 関連条文

意匠法施行規則

第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は 意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、 審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

- 2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。
- 3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

131.1 特徴記載書とは

審査官は、意匠登録出願に係る意匠の認定(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)あるいは類否判断、拒絶の理由にその記載内容を直接の根拠として用いてはならないが、当該記載内容を見ることにより、例えば、審査における的確なサーチ範囲の決定のための参考情報となることから、審査の迅速化が期待される。

登録された場合には、意匠の特徴及び説明図の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

記載内容は、意匠法第24条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、権利範囲に対しては、直接的に何ら影響を与えない。

131.1.1 提出手続

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出することができる任意の手続である。

提出は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限りすることができる。

131.1.2 意匠公報への掲載

特徴記載書中の意匠の特徴及び説明図の記載内容は、出願人が提出したものを原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

なお、意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報(同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報)には、当該記載内容を掲載しない。特徴記載書の記載中に、公報掲載が不適当な表現等を含む場合は、その部分の公報掲載をしないこととする。

別添 組物の構成物品の例

	組物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー	
		ガードル	
		パンティ	
		スリップ	
		キャミソール	
		ペチコート	
		ボディスーツ	
2	一組のカフスボタン及び	カフスボタン	
	ネクタイ止めセット	ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス	
		イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター	
		灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器	いずれかの欄の
		電気眉毛そり器	構成物品の組み
		電気洗顔パフ	合わせ方によるも
		電気吸引パター	0
6	一組のひなセット	内裏びな	
		三人官女	
		五人ばやしびな	
		左右大臣びな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機	
		衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付たわし	
		汚物入れ	
9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て	
		コップ	
10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ	
		ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ	
		フライパン	

12 一組の紅茶セット 紅茶わん及び受皿 ティーボット ミルクビッチャー 砂糖入れ 13 一組のコーヒーセット コーヒー茶わん 及び受皿 コーヒーポット ミルクビッチャー 砂糖入れ 14 一組の酒器セット グラス 茶入れ 付きない 存む 存む 存む 方によるも 密利 杯 日本 アンタ 合わせ方によるも のの 様成物品の組み 存か すっす 15 一組の世ん茶セット せん茶茶碗 きゅうす 16 一組のディナーセット 内皿 バン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大針 ミルクピッチャー 砂糖入れ 日本 クピッチャー 砂糖入れ 日本 クピッチャー 砂糖入れ 存車塩振り 表別 中の 大針 スカースのぎ クースのぎ クースのぎ クースのぎ クースのぎ クースのぎ クースのぎ クースのぎ クースのぎ クース・アーカー フォーク及び スプーンセット スプーン フォーク スプーンセット スプーン フォーク スプーンセット スプーン クース フォーク スプーン フォーク スプーン フォーク スプーン クース アーブル 安楽いす 20 一組の応接家具セット テーブル 安楽いす				<u> </u>
マールの	12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受皿	
砂糖入れ			ティーポット	
13			ミルクピッチャー	
Rび受皿 コーヒーボット ミルクピッチャー 砂糖入れ が糖入れ が糖入れ が糖入れ が糖入れ が糖入れ がずれかの欄の 構成物品の組み合わせ方によるもの でカンタ でありす でありす でありず でありず でありず でありず でありず でありず でありず でありず でありず でありが で			砂糖入れ	
コーヒーボット ミルクピッチャー 砂糖入れ グラス 水入れ バラス ボカンタ 合わせ方によるもの 一組の食卓用皿及び コップセット コップ セル茶茶碗 きゅうす 17	13	一組のコーヒーセット	コーヒー茶わん	
14 一組の酒器セット グラス 水入れ いずれかの欄の グラス 構成物品の組み デカンタ 合わせ方によるも 徳利 杯 15 一組の食卓用皿及び 空間 エップセット コップ せん茶茶碗 きゅうす 16 一組のぜん茶セット せん茶茶碗 きゅうす 17 一組のディナーセット 内皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り はよう振り 構成物品の組み 合わせ方によるも クレよう油つぎ カーせ方によるも クリースつぎ カーメーク及び スプーンセット スプーン 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク スプーンセット スプーン 20 一組の応接家具セット テーブル			及び受皿	
14 一組の酒器セット グラス ※入れ いずれかの欄の 構成物品の組み ラカンタ 徳利 杯 15 一組の食卓用皿及び コップセット 食卓用皿 コップ 16 一組のせん茶セット せん茶茶碗 きゅうす 17 一組のディナーセット 肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ いずれかの欄の 構成物品の組み しょう油つぎ ソースつぎ 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り しょう油つぎ ソースつぎ いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の 19 一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット スプーン ナイフ フォーク スプーン 20 一組の応接家具セット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル			コーヒーポット	
14 一組の酒器セット グラス			ミルクピッチャー	
※入れ パラス 株成物品の組み 株成物品の組み ボカンタ 徳利 株 イ			砂糖入れ	
グラス デカンタ 合わせ方によるも でカンタ 徳利 杯 横成物品の組み 合わせ方によるも の 合わせ方によるも の	14	一組の酒器セット	グラス	
デカンタ 合わせ方によるものの 徳利 杯 の 15 一組の食卓用皿及びコップセット コップ 食卓用皿コップ・ 16 一組のせん茶セット せん茶茶碗きゅうす きゅうす 17 一組のディナーセット 肉皿スープ皿 紅茶わん及び受皿大鉢ミルクピッチャー砂糖入れ 紅茶わん及び受工大針シーク・ 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り こしょう振り はらう油つぎ フィークをジェスプーンセット スプーン フォークスプーンセット スプーン カー組の飲食用ナイフ、フォークスプーンセット スプーン 20 一組のいすセット いす (二以上) フーズル コースファーブル			氷入れ	いずれかの欄の
徳利 杯 の			グラス	構成物品の組み
15			デカンタ	合わせ方によるも
15 一組の食卓用皿及び コップセット 食卓用皿 コップ 16 一組のせん茶セット せん茶茶碗 きゅうす 17 一組のディナーセット 肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも クレよう油つぎ ソースつぎ 18 一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット スプーン ナイフ フォーク スプーンセット スプーン 20 一組の応接家具セット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット デーブル			徳利	の
コップセット コップ 16 一組のせん茶セット せん茶茶碗 きゅうす 17 一組のディナーセット 肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り によう振り 付成物品の組み 合わせ方によるも クロスプースつぎ クスプーンセット スプーン 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット スプーン 20 一組の応接家具セット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル			杯	
16 一組のせん茶セット せん茶茶碗 きゅうす 17 一組のディナーセット 肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り こしょう振り 構成物品の組み 合わせ方によるも ソースつぎ の 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及び スプーンセット スプーンセット スプーンセット スプーン フォーク スプーンセット スプーン ハナース コーク スプーンセット スプーン ハナース アーブル 20 一組の応接家具セット テーブル	15	一組の食卓用皿及び	食卓用皿	
きゅうす		コップセット	コップ	
17 一組のディナーセット 肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り こしょう振り はよう油つぎ ソースつぎ の がずれかの欄の 構成物品の組み合わせ方によるも ソースつぎ の 19 一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット スプーンセット スプーンセット コールの応接家具セット フィーン いす (二以上) 20 一組の応接家具セット テーブル	16	一組のせん茶セット	せん茶茶碗	
パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ 食卓塩振り いずれかの欄の 構成物品の組み しょう油つぎ ソースつぎ 合わせ方によるも ソースつぎ フォーク及び フォーク スプーンセット スプーン スプーン 20 一組の応接家具セット アーブル 「二以上) 1 一組の応接家具セット テーブル			きゅうす	
スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ いずれかの欄の 18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り はずれかの欄の こしょう振り 構成物品の組み しょう油つぎ 合わせ方によるもの ソースつぎ カイフ フォーク及び フォーク スプーンセット スプーン 20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル	17	-組のディナーセット	肉皿	
紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れいずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも ソースつぎ19 一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセットナイフ フォーク スプーンセットフォーク スプーン20 一組のいすセットいす (二以上)21 一組の応接家具セットテーブル			パン皿	
大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れいずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも ツースつぎ19 一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット スプーンセットナイフ フォーク スプーン20 一組のいすセットいす (二以上)21 一組の応接家具セットテーブル			スープ皿	
18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の の の の の の の の の の の の の の の の の の の			紅茶わん及び受皿	
砂糖入れ18一組の薬味入れセット食卓塩振り こしょう振りいずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも ツースつぎ19一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット 			大鉢	
18 一組の薬味入れセット 食卓塩振り にしょう振り 構成物品の組み 合わせ方によるも フースつぎ の 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット スプーン フォーク スプーンセット スプーン 20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル			ミルクピッチャー	
こしょう振り 構成物品の組み合わせ方によるものもかせ方によるものの 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセットスプーン フォークスプーン 20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル			砂糖入れ	
しょう油つぎ ソースつぎ 合わせ方によるもの 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びフォークスプーンセットスプーン フォークスプーンセット 20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル	18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り	いずれかの欄の
19 一組の飲食用ナイフ、			こしょう振り	構成物品の組み
19 一組の飲食用ナイフ、			しょう油つぎ	合わせ方によるも
フォーク及び フォーク スプーンセット スプーン 20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル			ソースつぎ	の
スプーンセット スプーン 20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル	19	一組の飲食用ナイフ、	ナイフ	
20 一組のいすセット いす (二以上) 21 一組の応接家具セット テーブル		フォーク及び	フォーク	
21 一組の応接家具セット テーブル		スプーンセット	スプーン	
	20	一組のいすセット	いす (二以上)	
安楽いす	21	一組の応接家具セット	テーブル	
			安楽いす	

	T	1	
22	一組の屋外用いす及び	屋外用いす	
	テーブルセット	屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱	
		収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚 (二以上)	
25	一組の机セット	机	
		脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル (二以上)	
27	一組の天井灯セット	天井灯	
		天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコン	エアーコンディショ	
	ディショナーセット	ナー	
		エアーコンディショ	
		ナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台	
		化粧鏡	
		収納棚	
30	一組の台所セット	流し台	
		調理台	
		ガス台	
		収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー	
		便座カバー	
		便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ		
33	一組のコーヒーセット	各構成物品は上記お	
	おもちゃ	もちゃでない組物に	
34	一組のディナーセット	それぞれ準ずる。	
	おもちゃ		
35	一組の薬味入れセット		
	おもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク		
	及びスプーンセット		
	おもちゃ		
37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ	
0.0	40 0 10 To 10 To 10	(二以上)	
38	一組のドラムセット	ドラム	
		シンバル	

	T	,	
39	一組の事務用具セット	はさみ	
		ペーパーナイフ	
		ペーパーカッター	
		定規	
		ステープラー	
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル	
		ボールペン	
		万年筆	
		マーキングペン	
41	一組の自動車用	自動車用空気整流器	
	エアスポイラーセット	(二以上)	
42	一組の自動車用	シートカバー	
	シートカバーセット	(二以上)	
43	一組の自動車用	フロアマット	
	フロアマットセット	(二以上)	
44	一組の自動車用	アクセルペダル	
	ペダルセット	ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用	カウル (二以上)	
	カウルセット		
46	一組の自動二輪車用	フロントフェンダー	
	フェンダーセット	リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機	車載用経路誘導機本	
	セット	体	
		モニターテレビ受像	
		機	
48	一組のオーディオ機器	チューナー	
	セット	アンプ	
		スピーカーボックス	
49	一組の車載用オーディオ	車載用チューナー	
	機器セット	車載用アンプ	
		スピーカーボックス	
50	一組のスピーカー	スピーカーボックス	
	ボックスセット	(二以上)	
51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像機	
		テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機	モニターテレビ	
	セット	受像機	
		光ディスク再生機	

53	一組の電子計算機セット	電子計算機	
		電子計算機用データ	
		表示機又は	
		データ出力機	いずれかの欄の構
		電子計算機用データ	成物品の組み
		表示機付き	合わせ方によるも
		電子計算機	の
		電子計算機用	
		キーボード又は	
		データ入力機	
		電子計算機用	
		キーボード付き	
		電子計算機	
		電子計算機用	
		データ表示機	
		電子計算機	
		(二以上(複数の	
		筐体により構	
		成されたもの))	
		電子計算機	
		データ入出力用	
		補助機	
54	一組の自動販売機セット	自動販売機	
		(二以上)	
55	一組の医療用エックス線	エックス線撮影機	
	撮影機セット	医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉	門柱	
	及びフェンスセット	門扉	
		フェンス	